DISCLOSURE 2026

別冊資料編

CONTENTS 2026

資料編（単体）

財務諸表 …… 2

経営指標 …… 9

預金に関する指標 …… 10

貸出金等に関する指標 …… 11

有価証券等に関する指標 …… 12

報酬等に関する事項 …… 16

その他 …… 16

不良債権 …… 17

バーゼルⅢに基づく開示 …… 18

資料編（連結）

連結情報 …… 36

バーゼルⅢに基づく開示 …… 45

資料編（金庫の主要な事業の内容）

事業の内容 …… 60

「DISCLOSURE2026」開示項目 … 61

※本誌記載の計数は単位未満を切り捨てて表示しています。

財務諸表

貸借対照表

資産の部

（単位：百万円）

	2025年3月末	2026年3月末
現金	**20,079**	**17,247**
預け金	**538,418**	**514,837**
コールローン	**1,982**	**2,562**
買入金銭債権	**1,817**	**1,262**
金銭の信託	**1,895**	**1,894**
有価証券	**674,530**	**677,566**
国債	55,501	75,539
地方債	226,703	244,125
社債	228,633	197,173
株式	31,159	37,079
その他の証券	132,531	123,648
貸出金	**1,500,847**	**1,518,985**
割引手形	7,051	5,818
手形貸付	76,708	71,673
証書貸付	1,298,174	1,327,252
当座貸越	118,913	114,241
外国為替	**418**	**363**
外国他店預け	342	291
買入外国為替	15	6
取立外国為替	60	65
その他資産	**17,213**	**18,711**
未決済為替貸	1,043	954
信金中金出資金	12,888	12,888
未収収益	2,323	3,150
金融派生商品	51	868
その他の資産	906	849
有形固定資産	**23,182**	**23,188**
建物	4,613	5,299
土地	16,044	16,103
リース資産	289	254
建設仮勘定	448	–
その他の有形固定資産	1,786	1,529
無形固定資産	**1,333**	**1,151**
ソフトウェア	843	667
その他の無形固定資産	490	483
前払年金費用	**1,721**	**2,638**
繰延税金資産	**8,904**	**8,943**
債務保証見返	**4,366**	**4,372**
貸倒引当金	**△12,250**	**△ 12,566**
（うち個別貸倒引当金）	（△5,509）	（△5,984）
資産の部合計	**2,784,462**	**2,781,160**

負債および純資産の部

（単位：百万円）

	2025年3月末	2026年3月末
預金積金	**2,659,803**	**2,648,155**
当座預金	123,656	115,757
普通預金	1,469,544	1,477,648
貯蓄預金	27,315	25,211
通知預金	6,925	4,600
定期預金	971,994	966,271
定期積金	29,578	27,603
その他の預金	30,788	31,061
外国為替	**38**	**35**
売渡外国為替	38	35
その他負債	**5,297**	**9,228**
未決済為替借	1,294	1,214
未払費用	1,340	3,299
給付補塡備金	3	17
未払法人税等	433	1,030
前受収益	745	866
払戻未済金	89	86
払戻未済持分	19	18
金融派生商品	37	108
金融商品等受入担保金	–	640
リース債務	318	279
その他の負債	1,015	1,666
賞与引当金	**690**	**789**
役員退職慰労引当金	**442**	**416**
睡眠預金払戻損失引当金	**87**	**54**
偶発損失引当金	**379**	**452**
再評価に係る繰延税金負債	**2,378**	**2,378**
債務保証	**4,366**	**4,372**
負債の部合計	**2,673,483**	**2,665,882**
出資金	**20,115**	**19,913**
普通出資金	12,115	11,913
その他の出資金	8,000	8,000
資本剰余金	**8,000**	**8,000**
資本準備金	8,000	8,000
利益剰余金	**92,571**	**97,287**
利益準備金	20,081	20,115
その他利益剰余金	72,490	77,172
特別積立金	67,300	71,300
当期未処分剰余金	5,190	5,872
処分未済持分	**△15**	**△ 10**
会員勘定合計	**120,671**	**125,190**
その他有価証券評価差額金	**△13,599**	**△ 14,389**
繰延ヘッジ損益	**△3**	**555**
土地再評価差額金	**3,911**	**3,921**
評価・換算差額等合計	**△9,692**	**△ 9,912**
純資産の部合計	**110,978**	**115,278**
負債及び純資産の部合計	**2,784,462**	**2,781,160**

損益計算書

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
経常収益	**35,339**	**39,328**
資金運用収益	**25,113**	**28,575**
貸出金利息	14,982	18,036
預け金利息	1,558	3,266
コールローン利息	72	65
有価証券利息配当金	8,214	6,889
その他の受入利息	285	318
役務取引等収益	**5,986**	**5,684**
受入為替手数料	1,658	1,665
その他の役務収益	4,327	4,019
その他業務収益	**931**	**1,183**
外国為替売買益	112	120
商品有価証券売買益	–	0
国債等債券売却益	2	62
その他の業務収益	816	1,000
その他経常収益	**3,307**	**3,884**
償却債権取立益	265	201
株式等売却益	3,033	3,661
金銭の信託運用益	0	16
その他の経常収益	7	4
経常費用	**29,219**	**31,734**
資金調達費用	**1,656**	**5,617**
預金利息	1,653	5,527
給付補塡備金繰入額	2	22
金利スワップ支払利息	0	67
役務取引等費用	**2,718**	**2,792**
支払為替手数料	598	612
その他の役務費用	2,119	2,180
その他業務費用	**5,198**	**3,593**
国債等債券売却損	14	3,304
国債等債券償還損	5,182	278
その他の業務費用	1	10
経費	**17,818**	**18,347**
人件費	10,663	10,858
物件費	6,872	7,167
税金	281	321
その他経常費用	**1,828**	**1,383**
貸倒引当金繰入額	943	829
貸出金償却	234	164
株式等売却損	94	23
株式等償却	9	24
金銭の信託運用損	68	0
その他資産償却	1	0
その他の経常費用	475	340
経常利益	**6,119**	**7,594**

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
特別利益	**–**	**83**
その他の特別利益	–	83
特別損失	**342**	**921**
固定資産処分損	29	116
減損損失	313	805
税引前当期純利益	**5,776**	**6,756**
法人税、住民税及び事業税	**1,136**	**1,628**
法人税等調整額	**162**	**38**
法人税等合計	**1,298**	**1,666**
当期純利益	**4,477**	**5,089**
繰越金（当期首残高）	**726**	**792**
土地再評価差額金取崩額	**△14**	**△10**
当期未処分剰余金	**5,190**	**5,872**

剰余金処分計算書

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
当期未処分剰余金	**5,190**	**5,872**
利益準備金限度超過取崩額	**–**	**202**
剰余金処分額	**4,397**	**5,357**
利益準備金	34	–
普通出資に対する配当金	363	357
特別積立金	4,000	5,000
繰越金（当期末残高）	**792**	**717**

注記事項

【貸借対照表関係】

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については決算日の市場価格等に基づく時価法 (売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　　15年～50年
   その他　　3年～20年
7. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
9. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署のほか融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。
   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,802百万円であります。
11. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用の損益処理方法は次のとおりであります。
   数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
   過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
   当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
   なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
   ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円

   ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
   (自令和7年3月1日至令和7年3月31日)
   1.5646%
   ③ 補足説明
   上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金310百万円を費用処理しております。
   なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
15. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号「 銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日) (以下「 業種別委員会実務指針第24号」という。) に規定する繰延ヘッジによっております。相場変動を相殺する個別ヘッジについては、ヘッジ対象となるその他有価証券(債券) とヘッジ手段である金利スワップに関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。
17. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」 (令和2年10月8日) に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
18. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
   為替業務及びその他の役務取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
19. 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。
   貸倒引当金　12,566百万円
   貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として10. に記載しております。
   主要な仮定は、「貸出先の将来の業績見通し」であり、債務者の収益力や経営改善計画の内容及び進捗状況等を踏まえ、個別に評価しております。
   上記の仮定そのものは、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、合理的に設定したものの、経済環境の悪化などの当初の仮定の変化により、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
20. 子会社等の株式又は出資金の総額　2,048百万円
21. 子会社等に対する金銭債権総額　4,514百万円
22. 子会社等に対する金銭債務総額　14,407百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額　26,885百万円

注記事項

24.　信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,893 百万円
危険債権額	34,610 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	597 百万円
合計額	39,101 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25.　手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,824百万円であります。

26.　担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	29,922百万円
その他	1百万円

担保資産に対応する債務

預金	10,404百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金60,000百万円を差し入れております。

27.　土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額8,694百万円

28.　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は9,975百万円であります。

29.　出資1口当たりの純資産額　4,842円38銭

30.　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

当金庫ではお客さまの外国為替等に対するリスクヘッジにお応えすることおよびALM の一環として、デリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、有価証券の取得は円貨建てを基本とし、リスク量を限定的なものにしております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には取引先の外貨の資金ニーズに応えるために行っている通貨スワップ取引と、ALM の一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、金利スワップをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務及び信用リスク管理に関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、リスク統括部及び監査部がチェックしております。また、定期的にリスク統括委員会や理事会を開催し、協議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、市場国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当金庫は、金利リスクの管理方法や手続き等の詳細をALM 会議に関する運営要領及び関係するマニュアル等で明記しております。そのうえで、ALM 会議において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、リスク統括委員会及び理事会に報告しております。また、ALM 会議での管理状況は経営会議で把握・確認されており、同会議ではこれに加えて金利リスク管理の改善が必要と確認される場合には指示等を行っております。なお、ALM により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、直先総合外国為替持高で管理しております。管理の方針としては、直物と先物の総合持高をスクエアとする持高管理・資金操作を行うことにより、為替リスクが生じないように努めております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

市場運用商品をはじめとする有価証券等の取引については、年度初めに決定する運用計画や余裕資金等運用規程に従い行っております。

当金庫では保有している有価証券等に対して市場国際部がVaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベーシス・ポイント・バリュー）やベータ値を把握し、限度額管理等によりリスクのコントロールを行っております。また、これらの管理状況はリスク統括委員会に報告しております。

（ⅳ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスク管理要領等に基づき実施されております。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をVaR により日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度枠の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaR は分散共分散法（保有期間120営業日、信頼水準99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で19,893百万円です。

注記事項

なお、当金庫では、モデルが算出するVaR と実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、27,428百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、予期しない預金の流出等緊急事態の発生に備えて資金調達手段を確保するなど、流動性リスクを適切に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、貸出金、円預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

31.　金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するコールローン、外国為替(資産・負債)や、重要性の乏しい科目については注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計　上　額	時価	差額
(1) 預け金	514,837	507,984	△6,853
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	39,461	31,854	△7,607
その他有価証券	635,233	635,233	−
(3) 貸出金 (*1)	1,518,985		
貸倒引当金 (*2)	△12,543		
	1,506,442	1,504,127	△2,315
金融資産計	2,695,975	2,679,199	△16,776
(1) 預金積金 (*1)	2,648,155	2,647,273	△881
金融負債計	2,648,155	2,647,273	△881
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(9)	(9)	−
ヘッジ会計が適用されているもの	770	770	−
デリバティブ取引計	760	760	−

(*1)貸出金、円預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期の無い預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期(1年以内)のものは当該帳簿価額を時価とし、1年超のものは、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利および市場金利で割り引いて算出した金額を時価としております。デリバティブ取引を内包している預け金については、預け先が合理的に算出した価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、投資信託は取引所の価格、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された基準価額を時価としております。

自金庫保証付私募債は、債務者区分が要注意先以上については、将来のキャッシュ・フローを市場金利に信用コストを加えた割引金利で割り引いて算出した金額を時価としております。また、債務者区分が破綻懸念先以下については、保全されている額を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32. から35. に記載しております。

(3) 貸出金

①事業性融資

事業性貸出金は、以下のア～ウの合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

ア. 要管理延滞先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)を時価としております。

イ. 上記ア以外のうち、割引手形、手形貸付、当座貸越については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、貸出金計上額を時価としております。

ウ. 上記ア以外のうち、証書貸付については、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の管理コストに信用リスクを加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

②個人ローン

個人ローンは、以下のア～ウの合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

ア. 破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する貸出金は、将来キャッシュ・フローの見積りが困難であるため、貸出金計上額を時価としております。

イ. 上記ア以外のうち、貸出期限が無い取引(カードローン・当座貸越)、及び変動金利の取引(変動金利型証書貸付取引)については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、貸出金計上額を時価としております。

ウ. 上記ア以外のうち、固定金利型及び固定金利選択型の証書貸付については、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の管理コストに信用リスクを加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

注記事項

金融負債

（1）預金積金

①円預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

②外貨預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期（1年以内）のもの及び期日既経過のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は金利関連取引（金利スワップ取引）、通貨関連取引（先物為替予約）であり、金利スワップ取引については取引相手先が合理的に算出した価額を時価とし、先物為替予約取引については先物仲値相場を使用して算出した引直価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式 (*1)	2,048
非上場株式 (*1)(*2)	798
信金中央金庫出資金 (*1)	12,888
組合出資金 (*3)	25
合計	15,759

（*1）子会社株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金のうち普通出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当事業年度において、非上場株式について減損処理額はありません。

（*3）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、35. まで同様であります。

売買目的有価証券はありません。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	17,843	13,875	△3,967
	地方債	4,968	4,352	△615
	社債	15,650	12,741	△2,908
	その他	1,000	884	△115
	小計	39,461	31,854	△7,607
合計		39,461	31,854	△7,607

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	32,020	15,083	16,936
	債券	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	47,485	39,959	7,525
	小計	79,505	55,042	24,462
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,212	2,489	△277
	債券	478,377	516,168	△37,791
	国債	57,696	66,993	△9,296
	地方債	239,157	260,118	△20,960
	社債	181,523	189,057	△7,533
	その他	75,137	82,125	△6,987
	小計	555,727	600,783	△45,056
合計		635,233	655,826	△20,593

33. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	7,080	3,429	23
債券	26,320	－	3,301
その他	1,090	290	－
合計	34,491	3,720	3,324

35. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準では、期末日における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理することとし、30%以上50%未満の銘柄については過去の一定期間の時価の推移・信用度を考慮の上、時価の回復が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。当事業年度は下落率が50%以上の銘柄については24百万円（株式）の減損処理を行いました。30%以上50%未満の銘柄について減損処理した銘柄はありませんでした。

注記事項

36. 運用目的の金銭の信託は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	1,894百万円
当事業年度の損益に含まれた評価差額	ー百万円

37. 満期保有目的の金銭の信託はありません。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、419,553百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが55,159百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,754百万円
有価証券	1,311百万円
退職給付引当金	338百万円
その他有価証券評価差額金	6,204百万円
その他	1,155百万円
繰延税金資産小計	11,763百万円
評価性引当額	△2,604百万円
繰延税金資産合計	9,158百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	214百万円
繰延税金負債合計	214百万円
繰延税金資産の純額	8,943百万円

40. （追加情報）

その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した8,000百万円が含まれております。

【損益計算書関係】

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 138百万円
   子会社との取引による費用総額 1,849百万円
3. 出資1口当たり当期純利益金額 212円4銭
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表上の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

■代表者の確認

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性等、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2026年6月11日

岐阜信用金庫

理事長 好岡政宏

経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
経常収益(百万円)	28,841	29,187	31,022	35,339	39,328
経常利益(百万円)	6,019	6,088	6,441	6,119	7,594
当期純利益(百万円)	4,444	4,337	4,815	4,477	5,089
出資総額(百万円)	20,664	20,481	20,320	20,115	19,913
普通出資(百万円)	12,664	12,481	12,320	12,115	11,913
その他の出資(百万円)	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
出資総口数(百万口)	25	24	24	24	23
普通出資(百万口)	25	24	24	24	23
純資産額(百万円)	114,915	108,640	120,307	110,978	115,278
総資産額(百万円)	2,735,474	2,732,261	2,790,473	2,784,462	2,781,160
預金積金残高(百万円)	2,557,330	2,590,071	2,635,931	2,659,803	2,648,155
貸出金残高(百万円)	1,402,102	1,432,643	1,455,885	1,500,847	1,518,985
有価証券残高(百万円)	692,501	702,841	705,289	674,530	677,566
単体自己資本比率(%)	9.95	9.77	9.68	9.98	10.11
出資に対する配当金(出資1口当たり)(円) 普通出資	10	10	20	15	15
役員数(人)	18	19	19	18	16
うち常勤役員数(人)	15	16	16	15	13
職員数(人)	1,441	1,443	1,390	1,392	1,413
会員数(人)	138,046	136,156	134,652	134,083	133,219

総資金利鞘

(単位:%)

	2025年3月期	2026年3月期
資金運用利回	0.91	1.04
資金調達原価率	0.75	0.92
総資金利鞘	0.16	0.11

業務純益

(単位:百万円)

	2025年3月期	2026年3月期
業務純益	3,820	4,596
実質業務純益	4,110	4,438
コア業務純益	9,305	7,959
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	6,383	7,462

(注) 1. 業務純益=業務収益−(業務費用−金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益−国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

業務粗利益

(単位:千円)

		2025年3月期	2026年3月期
資金運用収支		23,458,492	22,962,413
	資金運用収益	25,113,417	28,575,880
	資金調達費用	1,654,924	5,613,467
役務取引等収支		3,268,285	2,891,733
	役務取引等収益	5,986,523	5,684,684
	役務取引等費用	2,718,238	2,792,951
その他の業務収支		△4,267,045	△ 2,409,836
	その他業務収益	931,467	1,183,696
	その他業務費用	5,198,513	3,593,532
業務粗利益		22,459,732	23,444,310
業務粗利益率		0.82%	0.85%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2025年3月期1,179千円、2026年3月期3,981千円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位:百万円、%)

	2025年3月期			2026年3月期		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	2,732,913	25,113	0.91	2,731,841	28,575	1.04
うち貸出金	1,473,995	14,982	1.01	1,486,952	18,036	1.21
うち預け金	529,743	1,558	0.29	532,216	3,266	0.61
うちコールローン	1,860	72	3.87	1,957	65	3.32
うち有価証券	711,389	8,214	1.15	696,191	6,889	0.98
資金調達勘定	2,656,138	1,654	0.06	2,648,479	5,613	0.21
うち預金積金	2,641,416	1,655	0.06	2,650,140	5,550	0.20
うち金利スワップ支払利息	−	0	−	−	67	−

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2025年3月期 12,852百万円、2026年3月期 12,211百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2025年3月期 1,965百万円、2026年3月期 1,895百万円)および利息(2025年3月期 1百万円、2026年3月期 3百万円)をそれぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

受取・支払利息の増減

（単位：千円）

	2025年3月期			2026年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純　増　減	残高による増減	利率による増減	純　増　減
受取利息	343,708	3,606,081	3,949,791	△ 9,954	3,438,974	3,429,020
うち貸出金	438,467	△57,209	381,258	132,813	2,920,485	3,053,299
うち預け金	△622	637,209	636,588	7,313	1,700,210	1,707,524
うちコールローン	△11,009	△5,667	△16,677	3,212	△ 10,109	△ 6,897
うち有価証券	△83,127	3,031,749	2,948,622	△ 153,293	△ 1,171,612	△ 1,324,906
支払利息	2,681	1,456,201	1,458,882	5,486	3,888,972	3,894,459
うち預金積金	2,681	1,456,201	1,458,882	5,486	3,888,972	3,894,459

（注）1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

（単位：%）

	2025年3月期	2026年3月期
総資産経常利益率	0.21	0.27
総資産当期純利益率	0.16	0.18

（注）総資産経常利益率＝ $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$　　総資産当期純利益率＝ $\frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

預金の科目別平均残高

（単位：百万円、%）

	2025年3月期		2026年3月期	
流動性預金	1,630,119	(61.7)	1,619,302	(61.1)
当座預金	120,087	(4.5)	110,304	(4.1)
普通預金	1,475,806	(55.8)	1,477,421	(55.7)
貯蓄預金	27,799	(1.0)	26,285	(0.9)
通知預金	6,426	(0.2)	5,291	(0.1)
定期性預金	992,275	(37.5)	1,012,336	(38.1)
定期預金	958,929	(36.3)	984,369	(37.1)
定期積金	33,345	(1.2)	27,966	(1.0)
その他の預金	19,021	(0.7)	18,501	(0.6)
合　計	**2,641,416**	**(100.0)**	**2,650,140**	**(100.0)**

（注）1. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。
2. 譲渡性預金は該当ありません。
3. ( )内は構成比です。

預金の預金者別残高

（単位：百万円、%）

	2025年3月末		2026年3月末	
法　人	730,386	(27.4)	711,355	(26.8)
個　人	1,871,542	(70.3)	1,872,657	(70.7)
公　金	56,078	(2.1)	62,304	(2.3)
金融機関	1,795	(0.0)	1,836	(0.0)
合　計	**2,659,803**	**(100.0)**	**2,648,155**	**(100.0)**

（注）( )内は構成比です。

定期預金の種類別残高

（単位：百万円）

	2025年3月末	2026年3月末
固定金利定期預金	968,524	963,306
変動金利定期預金	3,466	2,962
その他	2	2
合　計	**971,994**	**966,271**

財形貯蓄残高

（単位：百万円）

	2025年3月末	2026年3月末
一般財形	1,025	936
財形年金	547	457
財形住宅	90	85
合　計	**1,663**	**1,478**

1店舗当たり預金残高・役職員1人当たり預金残高

（単位：百万円）

	2025年3月末	2026年3月末
1店舗当たり預金残高	29,885	29,754
役職員1人当たり預金残高	1,890	1,857

貸出金等に関する指標

貸出金の科目別平均残高

（単位：百万円、%）

	2025年3月期		2026年3月期	
割引手形	6,441	(0.4)	4,817	(0.3)
手形貸付	77,406	(5.3)	70,939	(4.8)
証書貸付	1,281,882	(87.0)	1,306,360	(87.9)
当座貸越	108,265	(7.3)	104,835	(7.0)
合　計	**1,473,995**	**(100.0)**	**1,486,952**	**(100.0)**

（注）1. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。
2. ( )内は構成比です。

貸出金の使途別残高

（単位：百万円、%）

	2025年3月末		2026年3月末	
設備資金	785,561	(52.3)	820,456	(54.0)
運転資金	715,286	(47.7)	698,529	(46.0)
合　計	**1,500,847**	**(100.0)**	**1,518,985**	**(100.0)**

（注）( )内は構成比です。

預貸率

（単位：%）

		2025年3月期	2026年3月期
預貸率	期中平均	55.80	56.10
	期　末	56.42	57.36

（注）1. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

2. 預貸率＝$\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$×100

固定金利・変動金利の区分の貸出金の残高

（単位：百万円、%）

	2025年3月末		2026年3月末	
固定金利	402,544	(26.8)	393,056	(25.9)
変動金利	1,098,303	(73.2)	1,125,929	(74.1)
合　計	**1,500,847**	**(100.0)**	**1,518,985**	**(100.0)**

（注）( )内は構成比です。

貸出金の担保別内訳

（単位：百万円、%）

	2025年3月末		2026年3月末	
当金庫預金積金	26,941	(1.8)	26,121	(1.7)
有価証券	2,287	(0.2)	3,337	(0.2)
動　産	−	(−)	−	(−)
不動産	474,951	(31.6)	483,168	(31.8)
その他	62	(0.0)	39	(0.0)
小　計	**504,243**	**(33.6)**	**512,667**	**(33.8)**
信用保証協会・信用保険	217,050	(14.5)	197,496	(13.0)
保　証	395,093	(26.3)	411,386	(27.1)
信　用	384,461	(25.6)	397,435	(26.2)
合　計	**1,500,847**	**(100.0)**	**1,518,985**	**(100.0)**

（注）( )内は構成比です。

債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円、%）

	2025年3月末		2026年3月末	
当金庫預金積金	−	(−)	−	(−)
有価証券	−	(−)	−	(−)
動　産	−	(−)	−	(−)
不動産	98	(2.2)	77	(1.7)
その他	3	(0.0)	3	(0.0)
小　計	**102**	**(2.3)**	**80**	**(1.8)**
信用保証協会・信用保険	−	(−)	−	(−)
保　証	152	(3.5)	113	(2.6)
信　用	4,111	(94.1)	4,177	(95.5)
合　計	**4,366**	**(100.0)**	**4,372**	**(100.0)**

（注）( )内は構成比です。

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

（単位：百万円、%）

	2025年3月末			2026年3月末		
	貸出先数	貸出金残高	(構成比)	貸出先数	貸出金残高	(構成比)
製造業	2,593	199,557	(13.2)	2,557	190,383	(12.5)
農業、林業	102	2,023	(0.1)	104	1,951	(0.1)
漁　業	−	−	(−)	−	−	(−)
鉱業、採石業、砂利採取業	23	1,603	(0.1)	22	3,101	(0.2)
建設業	3,537	122,063	(8.1)	3,639	113,524	(7.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	71	3,940	(0.2)	72	3,596	(0.2)
情報通信業	169	4,535	(0.3)	178	4,366	(0.2)
運輸業、郵便業	475	32,956	(2.1)	492	34,561	(2.2)
卸売業	1,092	83,252	(5.5)	1,096	79,823	(5.2)
小売業	1,445	56,071	(3.7)	1,466	56,992	(3.7)
金融業、保険業	86	35,505	(2.3)	84	35,216	(2.3)
不動産業	2,089	162,890	(10.8)	2,134	167,590	(11.0)
物品賃貸業	87	9,002	(0.5)	84	9,153	(0.6)
学術研究、専門・技術サービス業	595	12,806	(0.8)	644	13,633	(0.8)
宿泊業	26	1,062	(0.0)	30	1,012	(0.0)
飲食業	870	16,859	(1.1)	842	15,360	(1.0)
生活関連サービス業、娯楽業	589	19,756	(1.3)	630	19,133	(1.2)
教育、学習支援業	156	6,339	(0.4)	156	6,086	(0.4)
医療・福祉	1,337	100,904	(6.7)	1,413	105,847	(6.9)
その他のサービス	978	29,779	(1.9)	1,011	28,854	(1.8)
小　計	**16,320**	**900,910**	**(60.0)**	**16,654**	**890,191**	**(58.6)**
地方公共団体	30	81,179	(5.4)	32	82,805	(5.5)
個　人	46,493	518,757	(34.6)	45,912	545,989	(35.9)
合　計	**62,843**	**1,500,847**	**(100.0)**	**62,598**	**1,518,985**	**(100.0)**

（注）（1）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
（2）国外向けの貸出については、国内向けの貸出と同様に業種別に区分し、計数に含めております。

会員数・出資金

（単位：人、百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
会員数	134,083	133,219
出資金	20,115	19,913
普通出資金	12,115	11,913
その他の出資金	8,000	8,000

出資配当率

	2025年3月期	2026年3月期
普通出資	年3%	年3%

個人向け貸出残高

（単位：百万円、%）

	2025年3月末		2026年3月末	
住宅資金（割賦返済のみ）	469,494	(97.0)	494,996	(97.1)
消費資金（割賦返済のみ）	9,995	(2.1)	10,323	(2.0)
カードローン	4,653	(1.0)	4,448	(0.9)
合　計	**484,142**	**(100.0)**	**509,767**	**(100.0)**

（注）（ ）内は構成比です。

貸出金の会員・会員外別残高

（単位：百万円）

	2025年3月末	2026年3月末
会員貸出	1,381,856	1,391,292
会員外貸出	118,991	127,693

代理貸付残高

（単位：百万円、%）

	2025年3月末		2026年3月末	
信金中央金庫	92	(1.8)	74	(1.7)
株式会社日本政策金融公庫	52	(1.0)	34	(0.8)
独立行政法人福祉医療機構	302	(6.0)	240	(5.7)
独立行政法人住宅金融支援機構	4,566	(91.1)	3,891	(91.8)
独立行政法人勤労者退職金共済機構	－	(－)	－	(－)
合　計	**5,013**	**(100.0)**	**4,241**	**(100.0)**

（注）（ ）内は構成比です。

1店舗当たり貸出金残高・役職員1人当たり貸出金残高

（単位：百万円）

	2025年3月末	2026年3月末
1店舗当たり貸出金残高	16,863	17,067
役職員1人当たり貸出金残高	1,066	1,065

有価証券等に関する指標

有価証券の種類別平均残高

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
国　債	57,563	70,346
地方債	232,582	250,405
短期社債	14,837	6,441
社　債	240,469	221,865
株　式	18,584	19,770
外国証券	60,372	54,852
投資信託	85,647	71,174
その他の証券	1,331	1,334
合　計	**711,389**	**696,191**

商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

預証率

（単位：%）

		2025年3月期	2026年3月期
預証率	期中平均	26.93	26.27
	期　末	25.36	25.58

（注）1. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

2. 預証率＝$\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$×100

有価証券の種類別残存期間別残高

（単位：百万円）

		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
2025年3月末	国　債	－	1,993	－	－	7,250	46,258	－	55,501
	地方債	23,026	55,772	52,591	26,914	43,065	25,333	－	226,703
	短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
	社　債	21,990	97,865	48,587	22,611	8,057	29,521	－	228,633
	株　式	－	－	－	－	－	－	31,159	31,159
	その他	10,385	18,325	28,258	16,447	14,813	14,214	30,087	132,531
	うち外国証券	9,165	7,905	15,305	6,696	3,378	7,038	9,486	58,975
	合　計	**55,402**	**173,956**	**129,437**	**65,972**	**73,186**	**115,327**	**61,246**	**674,530**
2026年3月末	国　債	1,995	－	19,883	－	8,521	45,139	－	75,539
	地方債	30,711	67,113	62,649	23,826	38,781	21,043	－	244,125
	短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
	社　債	52,227	75,122	32,287	6,017	4,567	26,950	－	197,173
	株　式	－	－	－	－	－	－	37,079	37,079
	その他	3,752	28,119	17,096	16,258	10,503	12,366	35,552	123,648
	うち外国証券	2,487	14,993	8,403	4,503	2,391	6,551	9,743	49,074
	合　計	**88,687**	**170,354**	**131,916**	**46,102**	**62,373**	**105,500**	**72,632**	**677,566**

有価証券の時価情報等

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種　類	2025年3月末			2026年3月末		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	–	–	–	–	–	–
	地方債	–	–	–	–	–	–
	短期社債	–	–	–	–	–	–
	社　債	–	–	–	–	–	–
	その他	–	–	–	–	–	–
	小　計	**–**	**–**	**–**	–	–	–
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	17,834	15,995	△1,838	17,843	13,875	△ 3,967
	地方債	5,218	4,889	△329	4,968	4,352	△ 615
	短期社債	–	–	–	–	–	–
	社　債	16,396	15,349	△1,046	15,650	12,741	△ 2,908
	その他	1,000	935	△64	1,000	884	△ 115
	小　計	**40,449**	**37,169**	**△3,279**	**39,461**	**31,854**	**△ 7,607**
合　計		**40,449**	**37,169**	**△3,279**	**39,461**	**31,854**	**△ 7,607**

（注）1. 時価は、事業年度末日における市場価格等に基づいております。

3. その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	2025年3月末			2026年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	24,562	12,434	12,128	32,020	15,083	16,936
	債　券	3,247	3,245	1	–	–	–
	国　債	–	–	–	–	–	–
	地方債	2,100	2,099	0	–	–	–
	短期社債	–	–	–	–	–	–
	社　債	1,147	1,145	1	–	–	–
	その他	38,088	34,376	3,711	47,485	39,959	7,525
	小　計	**65,898**	**50,056**	**15,841**	**79,505**	**55,042**	**24,462**
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	4,989	5,584	△594	2,212	2,489	△ 277
	債　券	468,142	495,177	△27,034	478,377	516,168	△ 37,791
	国　債	37,667	44,028	△6,361	57,696	66,993	△ 9,296
	地方債	219,385	232,938	△13,552	239,157	260,118	△ 20,960
	短期社債	–	–	–	–	–	–
	社　債	211,090	218,210	△7,120	181,523	189,057	△ 7,533
	その他	93,376	101,099	△7,722	75,137	82,125	△ 6,987
	小　計	**566,508**	**601,860**	**△35,351**	**555,727**	**600,783**	△ 45,056
合　計		**632,407**	**651,917**	**△19,510**	**635,233**	**655,826**	**△ 20,593**

（注）1. 貸借対照表計上額は、事業年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

	2025年3月末	2026年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	632	2,048
関連法人等株式	145	–
非上場株式	828	798
組合出資金	66	25
合　計	1,673	2,871

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	2025年3月末		2026年3月末	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,895	–	1,894	–

（注）貸借対照表計上額は、事業年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

● 金利関連取引

該当ありません。

● 通貨関連取引

（単位：百万円）

			2025年3月末				2026年3月末			
			契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時　価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時　価	評価損益
店　頭	通貨スワップ		–	–	–	–	–	–	–	–
	為替予約	売　建	3,770	118	21	21	4,037	371	△108	△108
		買　建	3,229	–	△1	△1	3,669	–	98	98

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、上記記載から除いております。
2. 時価は割引現在価値等により算出しております。

● 株式関連取引

該当ありません。

● 債券関連取引

該当ありません。

● 商品関連取引

該当ありません。

● クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

● 金利関連取引

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種　類		2025年3月末				2026年3月末			
			ヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時　価	ヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時　価
原則的処理方法	金利スワップ	受取固定・支払変動	–	–	–	–	–	–	–	–
		受取変動・支払固定	その他有価証券（国債）	500	500	△5	その他有価証券（国債）	8,500	8,500	770
合　計						△5				770

（注）時価の算定　割引現在価値等により算出しております。

● 通貨関連取引

該当ありません。

● 株式関連取引

該当ありません。

● 債券関連取引

該当ありません。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
【主な分類商品】上場株式、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
【主な分類商品】地方債、社債、デリバティブ取引、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
【主な分類商品】仕組債、私募債等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合　計
有価証券（その他有価証券）	110,261	493,410	31,561	635,233
うち株式	34,232	–	–	34,232
国債	57,696	–	–	57,696
地方債	–	239,157	–	239,157
社債	–	171,151	10,371	181,523
その他の証券	18,332	83,101	21,189	122,623
金融資産計	**110,261**	**493,410**	**31,561**	**635,233**
デリバティブ取引 ※1	**–**	**760**	**–**	**760**
デリバティブ取引計	**–**	**760**	**–**	**760**

※1 その他資産･負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権･債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については「( )」で示しております。
※2 重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合　計
有価証券（満期保有目的の証券）	13,875	17,094	884	31,854
うち国債	13,875	–	–	13,875
地方債	–	4,352	–	4,352
社債	–	12,741	–	12,741
その他の証券	–	–	884	884
金融資産計	**13,875**	**17,094**	**884**	**31,854**

※1 重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

本開示事項は会計監査の対象外となります。従って、記載内容はあくまで内部管理に基づく定義･分類方法等によるものです。

貸出金償却

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
貸出金償却	234	164

報酬等に関する事項

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常任監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】　非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

【退職慰労金】　退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
a. 支払範囲　b. 決定方法　c. 支払基準

(2)2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	323

（注）1. 対象役員に該当する理事は15名、監事は3名です（期中に退任した者を含む）。
2. 左記の内訳は、「基本報酬」217百万円、「賞与」21百万円、「退職慰労金」85百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第4号及び第6号並びに第3条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、2025年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお2025年度においては該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者はいませんでした。

その他

役務取引の状況

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
役務取引等収益	5,986	5,684
うち受入為替手数料	1,658	1,665
役務取引等費用	2,718	2,792
うち支払為替手数料	598	612

（注）国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

経費の内訳

（単位：百万円）

			2025年3月期	2026年3月期
人件費			10,663	10,858
	報酬給料手当		8,930	9,181
	退職給付費用		316	180
	その他		1,416	1,496
物件費			6,872	7,167
	事務費		3,533	3,676
		うち旅費・交通費	24	25
		うち通信費	286	289
		うち事務機械賃借料	70	71
		うち事務委託費	2,522	2,635
	固定資産費		1,230	1,342
		うち土地建物賃借料	308	317
		うち保全管理費	711	722
	事業費		345	383
		うち広告宣伝費	202	231
		うち交際費・寄贈費・諸会費	94	99
	人事厚生費		163	167
	預金保険料		381	388
	減価償却費		1,218	1,207
税　金			281	321
合　計			**17,818**	**18,347**

公共債窓販実績

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
国　債	10,435	20,416
地方債	－	－
合　計	**10,435**	**20,416**

公共債ディーリング実績

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
国　債	687	2,897
地方債	－	－
合　計	**687**	**2,897**

内国為替取扱高

（単位：千件、百万円）

		2025年3月期		2026年3月期	
		送金為替	代金取立	送金為替	代金取立
仕向為替	件　数	4,483	0	4,435	0
	金　額	3,037,406	45	3,156,496	31
被仕向為替	件　数	5,802	0	5,846	0
	金　額	3,613,801	85	3,815,906	39

外国為替取扱高

（単位：千米ドル）

		2025年3月期	2026年3月期
貿　易	輸　出	40,719	42,826
	輸　入	234,013	204,241
貿易外		162,013	168,200

外貨建資産残高

（単位：千米ドル）

	2025年3月末	2026年3月末
外貨建資産	19,137	20,339

自動機器設置状況

（単位：台）

	2025年3月末			2026年3月末		
	店舗内	店舗外	合　計	店舗内	店舗外	合　計
現金自動預入支払機(ATM)	176	97	273	174	96	270
現金自動支払機(CD)	0	4	4	0	4	4
合　計	**176**	**101**	**277**	**174**	**100**	**274**

不良債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、%）

区　　分		2025年3月期	2026年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		4,525	3,893
危険債権		34,084	34,610
要管理債権		270	597
三月以上延滞債権		5	－
貸出条件緩和債権		264	597
小計	**(A)**	**38,880**	**39,101**
保全額	(B)	35,662	36,431
個別貸倒引当金	(C)	5,499	5,973
一般貸倒引当金	(D)	21	47
担保・保証等	(E)	30,141	30,410
保全率(B)/(A)　(%)		91.72%	93.17%
担保・保証等控除後債権に対する引当率((C)＋(D))/((A)－(E))　(%)		63.17%	69.27%
正常債権	**(F)**	**1,476,238**	**1,494,748**
総与信残高(A)＋(F)=(G)		**1,515,119**	**1,533,850**
不良債権比率(A)/(G)　(%)		**2.56%**	**2.54%**

（注）
1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6.「個別貸倒引当金」(C) は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7.「一般貸倒引当金」(D) には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8.「担保・保証等」(E) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9.「正常債権」(F) とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

バーゼルⅢに基づく開示（自己資本の充実の状況）

1.自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円、%）

		2025年3月期	2026年3月期
コア資本に係る基礎項目（1）	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	120,308	124,833
	うち、出資金及び資本剰余金の額	28,115	27,913
	うち、利益剰余金の額	92,571	97,287
	うち、外部流出予定額（△）	363	357
	うち、上記以外に該当するものの額	△15	△10
	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,740	6,582
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,740	6,582
	うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
	コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	127,048	131,416
コア資本に係る調整項目（2）	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	961	830
	うち、のれんに係るものの額	－	－
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	961	830
	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
	適格引当金不足額	－	－
	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
	前払年金費用の額	1,241	1,902
	自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
	信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
	特定項目に係る10%基準超過額	－	－
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
	特定項目に係る15%基準超過額	－	－
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
	コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	2,202	2,732
自己資本	自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	124,845	128,683
リスク・アセット等（3）	信用リスク・アセットの額の合計額	1,207,251	1,227,387
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
	うち、上記以外に該当するものの額		
	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	－	－
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	43,682	44,932
	フロア調整額	－	－
	リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	1,250,933	1,272,320
自己資本比率	自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.98%	10.11%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

<1>自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2025年3月期		2026年3月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	1,207,251	48,290	1,227,387	49,095
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,175,554	47,022	1,186,723	47,468
現金	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–
国際開発銀行向け	276	11	–	–
地方公共団体金融機構向け	316	12	268	10
我が国の政府関係機関向け	4,186	167	4,138	165
地方三公社向け	309	12	206	8
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	102,178	4,087	102,672	4,106
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,655	266	7,199	287
カバード・ボンド向け	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	373,301	14,932	366,428	14,657
特定貸付債権向け	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	131,336	5,253	134,440	5,377
トランザクター向け	119	4	130	5
不動産関連向け	425,077	17,003	435,659	17,426
自己居住用不動産等向け	269,075	10,763	275,844	11,033
賃貸用不動産向け	91,018	3,640	95,095	3,803
事業用不動産関連向け	64,983	2,599	64,719	2,588
その他不動産関連向け	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	5,720	228	5,889	235
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	13,041	521	12,407	496
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	4,045	161	4,078	163
取立未済手形	208	8	190	7
信用保証協会等による保証付	10,885	435	11,210	448
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–
株式等	22,726	909	30,396	1,215
上記以外	81,944	3,277	78,735	3,149
重要な出資のエクスポージャー	–	–	–	–
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	31,908	1,276	31,907	1,276
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	16,656	666	16,081	643
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	9,612	384	10,029	401
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	–	–	–	–
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	2,703	108	750	30
上記以外のエクスポージャー	21,062	842	19,967	798

（単位：百万円）

			2025年3月期		2026年3月期	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー			–	–	–	–
証券化	STC要件適用分		–	–	–	–
証券化	短期STC要件適用分		–	–	–	–
証券化	不良債権証券化適用分		–	–	–	–
証券化	STC・不良債権証券化適用対象外分		–	–	–	–
再証券化			–	–	–	–
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			31,583	1,263	40,477	1,619
ルック・スルー方式			31,583	1,263	40,477	1,619
マンデート方式			–	–	–	–
蓋然性方式（250%）			–	–	–	–
蓋然性方式（400%）			–	–	–	–
フォールバック方式（1250%）			–	–	–	–
④未決済取引			–	–	–	–
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			–	–	–	–
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）			113	4	186	7
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			–	–	–	–
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額			43,682	1,747	44,932	1,797
BI			29,121		29,955	
BIC			3,494		3,594	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）			1,250,933	50,037	1,272,320	50,892

（注）1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産再生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

<2>信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

① 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	2025年3月期					2026年3月期				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高				延滞エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債　券	デリバティブ取引			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債　券	デリバティブ取引	
国　内	2,684,169	1,522,523	538,442	122	20,015	2,695,319	1,551,510	545,273	441	19,915
国　外	47,160	22	47,116	–	–	37,422	–	37,407	–	–
地域別合計	**2,731,330**	**1,522,546**	**585,558**	**122**	**20,015**	**2,732,741**	**1,551,510**	**582,681**	**441**	**19,915**
製造業	247,343	204,720	35,249	27	3,672	238,890	209,030	23,516	22	4,095
農業、林業	2,664	2,613	51	–	13	2,607	2,607	–	–	31
漁　業	2	2	–	–	–	2	2	–	–	–
鉱業、採石業、砂利採取業	2,137	1,663	60	–	18	3,583	3,199	–	–	18
建設業	149,739	140,528	7,847	–	1,460	140,419	134,638	4,500	–	1,294
電気・ガス・熱供給・水道業	27,951	4,243	23,143	–	1	25,482	3,963	20,920	–	19
情報通信業	17,936	1,336	14,724	–	13	20,011	5,163	12,912	–	19
運輸業、郵便業	66,237	34,829	30,055	–	220	63,425	36,822	25,488	–	392
卸売業、小売業	159,911	149,714	8,374	42	3,086	157,068	150,282	5,109	28	2,784
金融業、保険業	608,504	33,651	135,833	51	–	596,394	31,544	119,580	390	–
不動産業	175,116	162,653	11,838	–	2,170	181,897	173,154	7,725	0	2,401
物品賃貸業	9,429	9,273	10	–	77	10,445	9,534	–	–	75
学術研究、専門・技術サービス業	427	392	–	–	–	19,310	19,276	–	–	113
宿泊業	1,117	1,117	–	–	82	1,073	1,073	–	–	79
飲食業	19,550	19,550	–	–	548	18,069	18,069	–	–	585
生活関連サービス業、娯楽業	64,091	63,524	550	–	2,129	22,711	22,693	–	–	1,276
教育、学習支援業	7,378	6,976	401	–	291	7,138	6,837	301	–	290
医療・福祉	111,078	110,484	135	–	860	116,308	116,078	–	–	861
その他のサービス	23,172	21,719	1,329	0	819	32,619	31,940	600	0	1,078
国・地方公共団体等	513,475	88,833	302,617	–	–	536,982	91,678	350,490	–	–
個　人	457,902	457,902	–	–	4,523	476,903	476,903	–	–	4,483
その他	66,157	6,812	13,336	–	24	61,395	7,013	11,534	–	9
業種別合計	**2,731,330**	**1,522,546**	**585,558**	**122**	**20,015**	**2,732,741**	**1,551,510**	**582,681**	**441**	**19,915**
1年以下	473,332	215,910	45,091	108		465,766	216,951	76,144	165	
1年超3年以下	383,665	69,736	147,605	6		407,581	73,225	139,298	18	
3年超5年以下	237,415	129,968	106,447	–		287,856	174,252	111,604	–	
5年超7年以下	204,159	155,280	48,879	–		146,398	119,601	26,797	–	
7年超10年以下	276,223	212,055	64,167	–		250,417	189,373	58,043	–	
10年超	915,950	713,875	171,067	7		958,307	748,557	168,492	257	
期間の定めのないもの	237,685	25,718	2,300	–		213,654	29,549	2,300	–	
その他	2,896	–	–	–		2,758	–	–	–	
残存期間別合計	**2,731,330**	**1,522,546**	**585,558**	**122**		**2,732,741**	**1,551,510**	**582,681**	**441**	

(注) 1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2.「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
2025年3月期	一般貸倒引当金	6,449	6,740	–	6,449	6,740
	個別貸倒引当金	5,142	5,509	285	4,857	5,509
	合　計	**11,592**	**12,250**	**285**	**11,307**	**12,250**
2026年3月期	一般貸倒引当金	6,740	6,582	–	6,740	6,582
	個別貸倒引当金	5,509	5,984	513	4,996	5,984
	合　計	**12,250**	**12,566**	**513**	**11,737**	**12,566**

③ 個別貸倒引当金および貸出金償却の額等（地域別・業種別）

（単位：百万円）

	2025年3月期						2026年3月期					
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国　内	5,142	5,509	285	4,857	5,509	234	5,509	5,984	513	4,996	5,984	164
国　外	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地域別合計	**5,142**	**5,509**	**285**	**4,857**	**5,509**	**234**	**5,509**	**5,984**	**513**	**4,996**	**5,984**	**164**
製造業	1,061	1,292	50	1,011	1,292	9	1,292	1,618	36	1,255	1,618	–
農業、林業	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–
漁　業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	–	2	1	–	1	1	–	1	1	–
建設業	258	259	8	250	259	4	259	338	53	206	338	72
電気・ガス・熱供給・水道業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
情報通信業	5	4	–	5	4	–	4	3	–	4	3	5
運輸業、郵便業	72	63	–	72	63	–	63	78	–	63	78	–
卸売業、小売業	902	992	87	814	992	135	992	976	209	783	976	30
金融業、保険業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
不動産業	1,072	923	85	986	923	62	923	973	43	880	973	21
物品賃貸業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
学術研究、専門・技術サービス業	20	13	1	18	13	3	13	8	–	13	8	–
宿泊業	44	43	–	44	43	–	43	42	–	43	42	–
飲食業	107	110	–	107	110	1	110	128	0	109	128	–
生活関連サービス業、娯楽業	278	397	33	244	397	–	397	393	9	388	393	15
教育、学習支援業	208	211	–	208	211	–	211	213	–	211	213	–
医療・福祉	146	161	0	146	161	–	161	233	0	160	233	–
その他のサービス	516	597	0	515	597	–	597	566	159	438	566	2
国・地方公共団体等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
個　人	445	436	18	427	436	17	436	406	0	436	406	17
業種別合計	**5,142**	**5,509**	**285**	**4,857**	**5,509**	**234**	**5,509**	**5,984**	**513**	**4,996**	**5,984**	**164**

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

④ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	2025年3月期					
	CCF･信用リスク削減効果適用前		CCF･信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン･バランス資産項目	オフ･バランス資産項目	オン･バランス資産項目	オフ･バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	20,091	–	20,091	–	–	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	183,977	3,974	183,977	3,974	–	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	–	200	–	–	0%
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	321,787	3,010	321,787	310	–	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	1,381	–	1,381	–	276	20%
地方公共団体金融機構向け	3,729	–	3,161	–	316	10%
我が国の政府関係機関向け	49,089	–	41,863	–	4,186	10%
地方三公社向け	11,196	–	2,077	–	309	15%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	493,078	1,638	493,068	51	102,178	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,078	–	28,068	–	6,655	24%
カバード･ボンド向け	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	519,495	63,040	484,779	7,622	373,301	76%
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	180,109	86,570	164,647	8,965	131,336	76%
トランザクター向け	0	2,671	0	267	119	45%
不動産関連向け	584,166	–	580,646	–	425,077	73%
自己居住用不動産等向け	460,572	–	458,291	–	269,075	59%
賃貸用不動産向け	77,529	–	77,003	–	91,018	118%
事業用不動産関連向け	46,064	–	45,352	–	64,983	143%
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	5,720	–	5,720	–	5,720	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	11,151	242	10,990	39	13,041	118%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	4,052	–	4,049	–	4,045	100%
取立未済手形	1,043	–	1,043	–	208	20%
信用保証協会等による保証付	227,557	975	226,261	97	10,885	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–
株式等	22,726	–	22,726	–	22,726	100%
合　計					**1,093,609**	

（注）1.「CCF」とは、オフ･バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2 .「リスク･ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク･アセットの額をCCF･信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン･バランスの額とオフ･バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

（単位：百万円）

	2026年3月期					
	CCF･信用リスク削減効果適用前		CCF･信用リスク削減効果適用後			リスク･ウェイトの加重平均値（%）
	オン･バランス資産項目	オフ･バランス資産項目	オン･バランス資産項目	オフ･バランス資産項目	信用リスク･アセットの額	
現金	17,248	–	17,248	–	–	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	179,768	3,446	179,768	3,446	–	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	–	200	–	–	0%
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	348,278	2,879	348,278	287	–	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	3,256	–	2,687	–	268	10%
我が国の政府関係機関向け	53,737	–	47,082	–	4,138	9%
地方三公社向け	9,079	–	1,561	–	206	13%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	493,484	11,013	493,474	390	102,672	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,134	–	28,124	–	7,199	26%
カバード･ボンド向け	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	492,645	70,933	460,119	8,522	366,428	78%
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	182,382	91,452	168,141	9,441	134,440	76%
トランザクター向け	0	2,924	0	292	130	45%
不動産関連向け	610,693	–	607,853	–	435,659	72%
自己居住用不動産等向け	486,231	–	484,313	–	275,844	57%
賃貸用不動産向け	79,390	–	78,945	–	95,095	120%
事業用不動産関連向け	45,071	–	44,594	–	64,719	145%
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	4,711	–	4,711	–	5,889	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	10,686	287	10,531	35	12,407	117%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	4,085	–	4,080	–	4,078	100%
取立未済手形	954	–	954	–	190	20%
信用保証協会等による保証付	208,946	1,080	207,952	108	11,210	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–
株式等	23,382	–	23,382	–	30,396	130%
合　計					**1,107,987**	

（注）1.「CCF」とは、オフ･バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク･ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク･アセットの額をCCF･信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン･バランスの額とオフ･バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

⑤ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	2025年3月期															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	20,091	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	187,952	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	322,097	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	1,381	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	3,161	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	41,863	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	531	–	–	1,546	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	457,824	–	35,275	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	17,651	–	10,417	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	–	–	61,569	–	–	–	–	–	–	–	–	67,484	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	–	–	11,162	–	–	–	–	–	–	–	263	4,776	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	3	–	–	–	–	–	–	–	263	–	–	–	–
不動産関連向け	–	21	–	43,395	17,568	40,385	547	2,129	2,039	20,360	–	4,872	26,105	181	3,091	2,269
自己居住用不動産等向け	–	21	–	43,395	17,568	35,385	547	–	2,039	20,360	–	–	26,105	–	–	2,269
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	4,999	–	2,129	–	–	–	4,872	–	181	3,091	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	170	–	–	–	–	–	–	–	–	1,480	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	7	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	1,043	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	117,503	108,855	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	648,376	153,900	–	578,093	17,568	75,661	547	2,129	2,039	20,360	–	5,136	99,854	181	3,091	2,269

（単位：百万円）

	2025年3月期															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合　計
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	20,091
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	187,952
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	200
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	322,097
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,381
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,161
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	41,863
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,077
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	20	－	－	－	493,120
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	28,068
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	3,509	－	235,171	－	－	124,665	－	－	－	－	－	－	－	－	492,401
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	123,269	－	－	－	－	34,138	－	－	－	－	－	－	－	－	173,612
トランザクター向け	－	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	267
不動産関連向け	222,815	90,749	－	－	277	170	－	13,470	6,092	－	－	84,102	－	－	－	580,646
自己居住用不動産等向け	222,264	88,333	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	458,291
賃貸用不動産向け	－	2,415	－	－	－	170	－	13,470	－	－	－	45,672	－	－	－	77,003
事業用不動産関連向け	551	－	－	－	277	－	－	－	6,092	－	－	38,430	－	－	－	45,352
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,720	－	－	－	5,720
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	3,602	－	－	－	－	5,776	－	－	－	11,030
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	4,041	－	－	－	－	－	－	－	－	4,049
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,043
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	226,359
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	22,726	－	－	22,726
合　計	222,815	217,528	－	235,171	277	170	166,449	13,470	6,092	－	－	95,619	22,726	－	－	2,589,534

（単位：百万円）

	2026年3月期															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF･信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	17,248	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	183,214	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	348,566	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	2,687	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	5,700	41,382	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	531	–	–	1,030	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	456,804	–	35,291	–	–	–	1,754	–	–	–	–	–	–
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	14,130	–	12,239	–	–	–	1,754	–	–	–	–	–	–
カバード･ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	–	–	53,180	–	–	–	–	–	–	–	–	49,156	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	–	–	11,460	–	–	–	–	–	–	–	289	4,975	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	2	–	–	–	–	–	–	–	289	–	–	–	–
不動産関連向け	–	–	–	62,287	13,427	39,643	269	2,434	878	23,642	36	4,048	28,859	81	2,402	530
自己居住用不動産等向け	–	–	–	62,287	13,427	34,650	269	–	878	23,642	–	–	28,859	–	–	530
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	4,993	–	2,434	–	–	36	4,048	–	81	2,402	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	193	–	–	–	–	–	–	–	–	1,708	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	5	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	954	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	95,951	112,109	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	651,411	156,179	–	585,911	13,427	74,935	269	2,434	878	25,397	36	4,338	84,705	81	2,402	530

（単位：百万円）

	2026年3月期															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF･信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合　計
現金	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	17,248
我が国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	183,214
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	200
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	348,566
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,687
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	47,082
地方三公社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1,561
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	14	–	–	–	493,865
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	28,124
カバード･ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	3,908	–	227,424	–	–	134,971	–	–	–	–	–	–	–	–	468,642
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	125,308	–	–	–	–	35,548	–	–	–	–	–	–	–	–	177,582
トランザクター向け	–	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	292
不動産関連向け	296,989	25,664	–	–	212	93	–	13,741	4,050	–	–	88,560	–	–	–	607,853
自己居住用不動産等向け	296,459	23,309	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	484,313
賃貸用不動産向け	–	2,355	–	–	–	93	–	13,741	–	–	–	48,758	–	–	–	78,945
事業用不動産関連向け	529	–	–	–	212	–	–	–	4,050	–	–	39,801	–	–	–	44,594
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	4,711	–	–	–	4,711
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	2,966	–	–	–	–	5,698	–	–	–	10,567
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	4,075	–	–	–	–	–	–	–	–	4,080
取立未済手形	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	954
信用保証協会等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	208,060
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	23,382	–	–	23,382
合　計	296,989	154,882	–	227,424	212	93	177,563	13,741	4,050	–	–	98,984	23,382	–	–	2,600,261

⑥ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円、%）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
2025年3月期	40%未満	1,493,588	10,990	41.617	1,478,317
	40%～70%	357,839	3,189	10.000	357,218
	75%	220,135	81,641	10.588	214,018
	80%	–	–	–	–
	85%	256,240	28,871	13.193	235,171
	90%～100%	173,752	34,592	12.169	166,897
	105%～130%	19,674	–	–	19,563
	150%	96,598	167	14.650	95,619
	250%	22,726	–	–	22,726
	400%	–	–	–	–
	1,250%	–	–	–	–
	その他	–	–	–	–
	合　計	**2,640,555**	**159,452**	**13.331**	**2,589,534**
2026年3月期	40%未満	1,498,258	19,730	22.121	1,485,447
	40%～70%	418,887	3,436	10.023	418,389
	75%	155,609	85,451	10.413	150,973
	80%	–	–	–	–
	85%	245,985	32,456	12.587	227,424
	90%～100%	183,857	39,838	11.619	177,868
	105%～130%	17,856	–	–	17,791
	150%	99,703	180	13.363	98,984
	250%	23,382	–	–	23,382
	400%	–	–	–	–
	1,250%	–	–	–	–
	その他	–	–	–	–
	合　計	**2,643,540**	**181,094**	**12.338**	**2,600,261**

（注）「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

<3>信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	2025年3月期			2026年3月期		
	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ
ソブリン向け	0	16,914	–	0	14,741	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	4,000	71	–	4,792	71	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,374	15,939	–	6,202	16,435	–
トランザクター向け	0	3	–	0	2	–
不動産関連向け	666	6,981	–	528	37,775	–
自己居住用不動産等向け	271	6,981	–	245	37,775	–
賃貸用不動産向け	104	–	–	39	–	–
事業用不動産関連向け	290	–	–	243	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–
延滞等向け	58	248	–	66	270	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	7	–	–	5	–
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	**11,100**	**40,163**	**–**	**11,590**	**69,300**	**–**

（注）適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

<4>派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

① 与信相当額の算出に用いる方式およびグロス再構築コストの額

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	51	868
グロス再構築コストの額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	–	–

（注）グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

② 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前後の与信相当額

（単位：百万円）

	2025年3月期		2026年3月期	
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
（ⅰ）外国為替関連取引	114	114	183	183
（ⅱ）金利関連取引	7	7	897	897
（ⅲ）金関連取引	–	–	–	–
（ⅳ）株式関連取引	–	–	–	–
（ⅴ）貴金属（金を除く）関連取引	–	–	–	–
（ⅵ）その他コモディティ関連取引	–	–	–	–
（ⅶ）クレジット・デリバティブ	–	–	–	–
派生商品取引合計	**122**	**122**	**1,081**	**1,081**

（注）1.「長期決済期間取引」の取扱はありません。
2. 担保による信用リスク削減手法の適用はありません。

③ 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当ありません。

④ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

<5>証券化エクスポージャーに関する事項

① オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

② 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

<6>出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

区　　分	2025年3月期		2026年3月期	
	貸借対照表計上額	時　　価	貸借対照表計上額	時　　価
上場株式等	34,255	34,255	38,972	38,972
非上場株式等	14,509	14,509	15,748	15,748
合　計	**48,764**	**48,764**	**54,721**	**54,721**

（注）1. 貸借対照表計上額は、事業年度末日における市場価格等に基づいております。
2.「非上場株式等」の貸借対照表計上額ならびに時価については、市場価格がないため、事業年度末日における帳簿価額を記載しております。
3.「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
売却益	1,763	3,429
売却損	94	23
償　却	9	24

（注）「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
評価損益	11,874	17,175

（注）「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

④ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

<7>リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	87,265	83,661
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

（注）上場J-REITを除く投資信託、投資事業組合、金銭の信託が「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に該当します。

<8>金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	27,453	33,431	1,432	1,551
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	23,649	28,452		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	27,453	33,431	1,432	1,551
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	128,683		124,845	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

定性的な開示事項・単体

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	岐阜信用金庫	岐阜信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	11,913百万円	16,000百万円
償還期限	－	－
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	－	－

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である 4% を上回っており、経営の健全性、安全性を十分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。
一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとの経営計画に基づく業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

⑴リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、貸付元本や利息が回収不能になるリスクをいい、金融機関業務のリスクの多くを占めております。
当金庫では、信用リスクは当金庫の健全性と収益性の双方に最も影響を与えるリスクであるとの認識のもと、融資審査の能力の向上に努め不良債権の新規発生を防止し、財務内容が悪化した取引先の企業再生支援を図るなど、資産の健全性を高めるため、信用リスク管理の厳正化に取組んでおります。
管理の方法としては、地域金融の信用秩序の担い手として円滑な資金供給を実現するため「クレジットポリシー」を定め、与信ポートフォリオ管理と個別与信管理の最適化に取組んでおります。
また、信用リスク管理専担部署である融資企画課は、個別与信審査を行う審査役と明確に区分・独立しております。また、債務者の信用度を客観的に分類するための「内部格付制度」は融資企画課が、「自己査定制度」は資産査定課がそれぞれ企画・整備し、適切な信用リスクのコントロールと適正な償却および引当を実施しております。

《与信ポートフォリオの管理態勢》

「内部格付制度」に基づき、債務者格付ごとのデフォルト実績や担保・保証データを用いて統計的に与信ポートフォリオ全体の信用リスクを計量化し、リスクと経営体力の対比や適正な貸出金利の設定など健全性・収益性の評価を行っております。
当金庫ではポートフォリオをさまざまな切り口からモニタリングしておりますが、特定の業種に与信が集中した結果、経済情勢の変化などにより大きな損失が発生する「業種別集中リスク」を抑制するため、業種別に与信限度枠を定め管理を行っております。具体的には、毎年度期初において業種毎の限度額を策定し、その後、毎月、業種毎の残高のモニタリングを実施し、結果をリスク統括委員会および理事会に報告しております。
また、特定の債務者またはグループに与信が集中して大きな損失が発生する「債務者別集中リスク」の抑制にも努めております。具体的には、理事会において特に管理が必要と認めた大口与信先およびグループについて、毎月、残高や推移をモニタリングし、その結果をリスク統括委員会および理事会に報告するなど、ポートフォリオをコントロールしております。

《個別与信の管理態勢》

審査にあたっては営業店における一次審査、審査役における二次審査を行い、貸出資産の健全化に努めており、個別の大口与信については、ガバナンス強化の観点から融資審査会議、リスク統括委員会、理事会において審査を行い、応否の決定を行っております。
与信実行後についても、業績不振となった企業に対しては企業支援室が積極的に再生支援を行っております。

《信用リスクの計量化について》

当金庫では信用リスクを計測するため、与信額、デフォルト率、未保全率等のデータ整備を行い、信用リスク計量化システムを用いて信用リスク量を計測するほか、バックテストやストレステストも実施しております。算出されたリスク量をベースに信用リスク管理、統合的なリスク管理に活用しております。

《貸倒引当金の計上基準》

貸倒引当金は、「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

⑵リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておらず、外部格付を利用する場合には依頼格付である旨を確認して利用しております。
①株式会社格付投資情報センター（R&I）　②株式会社日本格付研究所（JCR）
③ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では信用リスク管理の観点から、信用リスクの軽減を目的に担保・保証の保全措置を講じており、具体的には不動産や預金等の担保、公的保証機関である信用保証協会等の保証がこれに該当します。クレジットポリシーにおいて、これらの保全措置はあくまでも補完的な位置付けであることを明記し、審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまに十分な説明を行い、ご理解いただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。
バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法には簡便手法と包括的手法がありますが、当金庫ではこのうち簡便手法を採用しております。また、信用リスク削減手法として当金庫が取扱う担保には自金庫預金があり、担保に関する手続きは融資事務取扱規程等に則り適正に取扱っております。これら担保については約定書に基づいて法的有効性を確認しながら諸手続きを行っております。
バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法のうち、貸出金と自金庫預金の相殺については、
①自金庫預金の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合　②自金庫預金の約定期間（当初契約期間）が１年未満の場合　③自金庫預金の残存期間が３カ月以下の場合は信用リスク削減手法として採用しておりません。
また、保証による信用リスク削減手法を用いたものとして、日本国政府が保証する債券、地方公共団体が保証する公社公団債券、および、民間保証会社によるものがあります。民間保証会社に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定しております。
なお、信用リスク削減手法の適用に伴なう信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

【主要な民間保証会社】　（2026年3月末現在）

名　称	格付会社		
	R&I	JCR	Moody's
一般社団法人しんきん保証基金		AA－	
(株)オリエントコーポレーション	A+	A+	
(株)ジャックス	A+	A+	

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に対するリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として先物為替予約取引等、有価証券（債券、株式）関連取引として先物取引、オプション取引、金利スワップ取引等があります。
派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。
また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。その他、有価証券関連取引については、「余裕資金等運用規程」および「余裕資金等運用要領」の中で定めている運用枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引に係る市場リスクおよび信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。
また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

⑴リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは、証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行います。取引にあたっては、リスク管理基準で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行います。

オリジネーターとしての、証券化取引は行っておりません。

再証券化取引は該当ありません。

⑵自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることをフロント部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、ミドル部門の了解を経たうえで、余裕資金等運用規程により最終決定することとしております。

⑶信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引および再証券化取引を用いておりません。

⑷証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

⑸証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当金庫は証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行っておりません。

⑹信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）および関連法人等のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

⑺証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」および当金庫が定める「有価証券の会計及び管理に関する規程」に従った、適正な処理を行っております。

⑻証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3機関を採用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

①株式会社格付投資情報センター（R&I）　②株式会社日本格付研究所（JCR）
③ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）

7. CVA リスクに関する事項

⑴ CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は派生商品取引を対象として「簡便法」により算出しております。

⑵ CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAとは取引相手方の信用力を派生商品取引の評価額に反映させる価格調整のことで、取引相手方の信用力変化によるエクスポージャー変動リスクがあります。カウンターパーティに対するCVAの時価変動リスクについては、担保の授受を適切に行うことにより軽減させる管理体制としております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

⑴リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいい、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等を総称して「オペレーショナル・リスク」と定義しております。

当金庫では、適正なリスク管理により、リスクの顕在化の未然防止、および発生時の影響度の極小化に努めることを目的に「オペレーショナル・リスク管理方針」を定め、オペレーショナル・リスク管理態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、重要度の高いリスクと認識し、リスク統括委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会に報告する態勢を整備しております。

《事務リスク管理》

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当金庫では営業店の事務水準の向上を図るため、事務リスク管理の方針・規程および各種事務取扱要領を定めるとともに、臨店方式の事務指導を通じて、正確かつ効率的な事務管理が行われるよう努めております。

また、監査部による監査を年一回以上行い、法令・規程等の遵守状況と各種リスクの管理体制について厳格な臨店監査を実施しており、さらに営業店においては、店内検査を設け、厳正な事務管理態勢の確立と不正および事故の発生防止に努めております。

《システムリスク管理》

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等により損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。当金庫では、システムリスク管理の方針・規程を定め、コンピュータシステムの開発・運用体制に万全を期すと同時に内部監査・自主検査を定期的に行っております。

また、お客さまの情報が守られるよう、セキュリティポリシーを確立して、リスク管理態勢を整備し、情報漏えい防止システムの導入をはじめとした各種安全対策を実施しております。

《法務リスク管理》

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等にかかる法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れがある行為が発生することで、信用の失墜を招き、損失を被るリスクです。

当金庫では、業務の健全性および適切性の確保を図るために、法務リスク管理の方針を定め、法務リスク管理態勢を整備し、適正な管理によりリスク顕在化の未然防止、および発生時における影響度の極小化に努めております。

《人的リスク管理》

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等により損失を被るリスクです。当金庫では、人的リスク管理の方針を定め、人的リスク管理態勢を整備し、適正な管理によりリスクの顕在化の未然防止を図るとともに、人的リスクの管理能力を向上させるため、職員に対し計画的に研修・教育を実施しております。

《有形資産リスク管理》

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損等により損失を被るリスクです。当金庫では、有形資産リスク管理の方針を定め、有形資産リスク管理態勢を整備し、適正な管理によりリスクの顕在化の未然防止、発生時の影響度の極小化に努めております。

《風評リスク管理》

風評リスクとは、お客さまが当金庫の経営内容に対する不安・心理的行動および風説の流布等から、当金庫の信用が低下することにより生じる損失・損害を被るリスクです。

当金庫では、風評リスク管理の方針・規程を定め、平時より定期的に風評をチェックする態勢を確保し、定期的な訓練を実施するなどして、お客さまに安心してお取引いただけるよう努めております。

⑵オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当金庫は標準的計測手法を使用しています。

⑶ BI の算出方法

BI は自己資本比率告示第三百五号に基づき、金利要素、役務要素及び金融商品要素を合計して算出しています。

⑷ ILM の算出方法

当庫では ILM を「1」としています。

⑸オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無

BI の算出から除外した事業部門はございません。

⑹オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無

当庫では ILM を「1」としており、ILM の算出から除外した特殊損失はございません。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式型投資信託については、時価評価、ベータ値による時価変動額、VaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク計測によって、リスク量を把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠・損失限度枠の遵守状況、ストレステストの結果などについて、リスク統括委員会および理事会に報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、投資事業組合への出資金にかかるリスクの認識については、有価証券にかかる運用計画の中で定める運用枠内での取引に限定するなど、適正な運用・管理を行っております。また、非上場株式、投資事業組合への出資金については、簿価相当額をリスク量として管理しております。リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」および当金庫が定める「有価証券の会計及び管理に関する規程」に従った、適正な処理を行っております。

10. 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。）に関する次に掲げる事項

⑴「リスク管理の方針及び手続の概要」

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値の変動としたうえで管理を行っています。
対象範囲は、金利感応度資産･負債･オフバランス取引とし、金利リスク量を計測しております。なお、連結子会社等の金利リスクは軽微と判断し計測対象外としております。

②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
銀行勘定全体の経済価値変動リスクは毎月計測し、ALM 会議で協議検討をするとともに、リスク統括委員会および理事会に報告するなど金利リスクのコントロールに努めております。

③金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次で計測しております。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法
金利リスクの管理を目的として、有価証券に対して金利スワップ取引を活用したヘッジを実施しています。

⑵「金利リスクの算定手法の概要」

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）並びにこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利満期は5年です。

・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割当方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

・複数の通貨の集計方法及びその前提
複数の通貨の集計は、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）
リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利のショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。

・内部モデルの使用等、⊿EVE及び⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクのうち、⊿EVEは前年度比59億円減少しています。また、⊿NIIも前年度比1億円減少しています。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当金庫の⊿EVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定シナリオのうち上方パラレルシフトの⊿EVEが最大値となります。
ファンド等の金利リスクについては、重要性に応じ簡便的な方法により適切に計測し、保守的な方法により合算しております。

②自己資本の充実度の評価、ストレス･テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

・金利ショックに関する説明
金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動としております。

・金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NIIと大きく異なる点）
当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRにより管理しており、預貸金等や有価証券のVaRに基づくリスク量に上限枠を設定しております。
具体的には、配賦されたリスク資本の配賦内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金等のVaR（主に保有期間120営業日、観測期間5年、信頼区間99.0%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めております。

連結情報

当金庫グループの組織構成（国内）

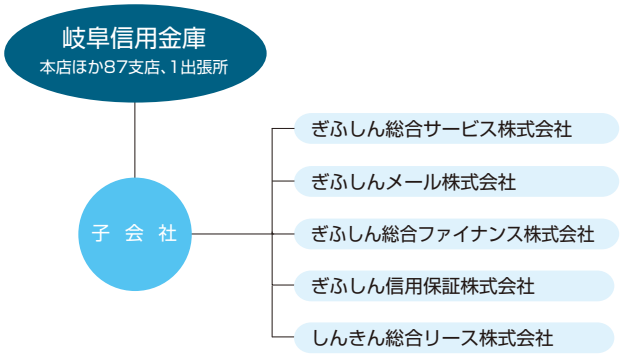

（2026年3月31日現在）

■2025年度の業績

当金庫グループは、当金庫及び子会社5社から構成されており、信用金庫業務を中心に、リース業務などの金融サービスを提供しております。

2026年3月期の当金庫グループの損益につきましては、経常利益は140億63百万円となり、特別損益や法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は113億99百万円となりました。

子会社の状況

（単位：百万円・%）

会 社 名	所 在 地	設 立 年月日	主 要 業 務 内 容	資本金または出資金	当金庫グループが所有する 議決権比率	うち当金庫議決権比率	うち子会社等の議決権比率
ぎふしん総合サービス株式会社	岐阜市吉津町2丁目1番地	昭和54年4月27日	事務集中処理業務、コンピュータによる情報処理サービス業務	10	100	100	–
ぎふしんメール株式会社	岐阜市吉津町2丁目1番地	昭和57年3月17日	運送、ATM監視管理・保守管理業務、用度物品等の調達	20	100	100	–
ぎふしん総合ファイナンス株式会社	岐阜市吉津町2丁目1番地	昭和60年4月5日	ベンチャーキャピタル業務、貸金業務	100	100	100	–
ぎふしん信用保証株式会社	羽島郡岐南町野中2丁目19番地1	昭和59年7月4日	信用保証業務	20	100	100	–
しんきん総合リース株式会社	岐阜市吉津町2丁目1番地	昭和56年4月2日	リース業務	20	100	100	–

（2026年3月31日現在）

主要な経営指標等

（単位：百万円）

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
連結経常収益	34,252	34,053	35,897	40,491	50,676
連結経常利益	7,233	6,941	7,164	6,605	14,063
親会社株主に帰属する当期純利益	5,084	4,609	5,062	4,529	11,399
連結純資産額	124,387	118,755	130,982	122,008	125,401
連結総資産額	2,745,645	2,742,007	2,801,054	2,795,653	2,790,861
連結自己資本比率	10.20%	10.00%	9.88%	10.19%	10.77%

連結貸借対照表

資産の部

（単位：百万円）

	2025年3月末	2026年3月末
現金及び預け金	559,510	532,958
買入手形及びコールローン	1,982	2,562
買入金銭債権	1,817	1,262
金銭の信託	1,895	1,894
有価証券	674,171	675,987
貸出金	1,499,372	1,516,699
外国為替	418	363
その他資産	29,206	31,478
有形固定資産	23,387	23,404
建　物	4,614	5,301
土　地	16,044	16,103
リース資産	324	278
建設仮勘定	448	—
その他の有形固定資産	1,956	1,720
無形固定資産	1,368	1,186
ソフトウェア	850	675
リース資産	26	24
その他の無形固定資産	491	485
退職給付に係る資産	1,721	2,638
繰延税金資産	9,477	9,592
債務保証見返	4,366	4,372
貸倒引当金	△ 13,042	△ 13,540
資産の部合計	2,795,653	2,790,861

負債および純資産の部

（単位：百万円）

	2025年3月末	2026年3月末
預金積金	2,646,147	2,634,027
借用金	7,879	7,154
外国為替	38	35
その他負債	9,529	13,966
賞与引当金	726	830
退職給付に係る負債	237	229
役員退職慰労引当金	448	418
睡眠預金払戻損失引当金	87	54
偶発損失引当金	379	452
債務保証損失引当金	1,425	1,539
再評価に係る繰延税金負債	2,378	2,378
債務保証	4,366	4,372
負債の部合計	2,673,645	2,665,459
出資金	20,115	19,913
資本剰余金	8,000	8,000
利益剰余金	97,280	108,342
処分未済持分	△ 459	△ 1,190
会員勘定合計	124,936	135,065
その他有価証券評価差額金	△ 13,386	△ 14,140
繰延ヘッジ損益	△ 3	555
土地再評価差額金	3,911	3,921
評価・換算差額等合計	△ 9,478	△ 9,663
非支配株主持分	6,550	—
純資産の部合計	122,008	125,401
負債及び純資産の部合計	2,795,653	2,790,861

セグメント情報

（単位：百万円）

	2025年3月期					
	信用金庫業	リース業	その他	計	消去又は全社	連　結
Ⅰ　経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	35,199	4,565	734	40,499	–	40,499
(2)セグメント間の経常収益	140	212	1,608	1,960	(1,960)	–
計	35,339	4,777	2,342	42,459	(1,968)	40,491
経常費用	29,219	4,578	2,003	35,801	(1,915)	33,885
経常利益	6,119	199	339	6,658	(52)	6,605
Ⅱ　資　産	2,786,568	15,923	15,752	2,818,244	(22,591)	2,795,653

（単位：百万円）

	2026年3月期					
	信用金庫業	リース業	その他	計	消去又は全社	連　結
Ⅰ　経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	39,105	7,298	4,273	50,676	–	50,676
(2)セグメント間の経常収益	223	(2,380)	(1,932)	(4,089)	4,089	–
計	39,328	4,918	2,340	46,586	4,089	50,676
経常費用	31,734	4,721	2,081	38,536	(1,923)	36,613
経常利益	7,594	196	258	8,050	6,013	14,063
Ⅱ　資　産	2,783,715	16,008	15,932	2,815,657	(24,795)	2,790,861

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 業務区分は、連結会社の事業内容により区分しております。なお、その他は、信用保証業等であります。

連結損益計算書

（単位：百万円）

		2025年3月期	2026年3月期
経常収益		40,491	50,676
	資金運用収益	25,153	28,525
	貸出金利息	15,015	18,050
	預け金利息	1,558	3,266
	買入手形利息及びコールローン利息	72	65
	有価証券利息配当金	8,221	6,824
	その他の受入利息	285	318
	役務取引等収益	5,884	5,594
	その他業務収益	923	1,166
	その他経常収益	8,528	15,389
	償却債権取立益	266	201
	その他の経常収益	8,262	15,188
経常費用		33,885	36,613
	資金調達費用	1,699	5,638
	預金利息	1,652	5,497
	給付補填備金繰入額	2	22
	借用金利息	44	51
	その他の支払利息	0	67
	役務取引等費用	2,571	2,652
	その他業務費用	5,198	3,593
	経費	17,609	18,189
	その他経常費用	6,806	6,539
	貸倒引当金繰入額	1,131	1,041
	その他の経常費用	5,675	5,497
経常利益		6,605	14,063
特別利益		0	84
	固定資産処分益	0	0
	その他の特別利益	―	83
特別損失		342	921
	固定資産処分損	29	116
	減損損失	313	805
税金等調整前当期純利益		6,262	13,225
法人税、住民税及び事業税		1,341	1,881
法人税等調整額		118	△ 55
法人税等合計		1,460	1,825
当期純利益		4,802	11,399
非支配株主に帰属する当期純利益		273	―
親会社株主に帰属する当期純利益		4,529	11,399

連結剰余金計算書

（単位：百万円）

		2025年3月期	2026年3月期
【資本剰余金の部】	資本剰余金期首残高	8,000	8,000
	資本剰余金期末残高	8,000	8,000
【利益剰余金の部】	利益剰余金期首残高	93,210	97,280
	利益剰余金増加高	4,529	11,399
	親会社株主に帰属する当期純利益	4,529	11,399
	利益剰余金減少高	459	337
	配当金	445	327
	土地再評価差額金取崩額	14	10
	利益剰余金期末残高	97,280	108,342

注記事項

【連結貸借対照表関係】

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　15年～50年
   その他　3年～20年
   連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
7. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
9. 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
    破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
    上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
    すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署のほか融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。
    なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,802百万円であります。
    連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
11. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異及び過去勤務費用の損益処理方法は次のとおりであります。
    数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
    過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
    「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額と年金資産の額の差額を計上しております。
    なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
    当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
    なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
    ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円

    ② 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合
    (自令和7年3月1日至令和7年3月31日)
    1.6369%
    ③ 補足説明
    上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金324百万円を費用処理しております。
    なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
15. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
16. 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
17. 当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)(以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。相場変動を相殺する個別ヘッジについては、ヘッジ対象となるその他有価証券(債券)とヘッジ手段である金利スワップに関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。
18. 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別監査委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
19. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
    為替業務及びその他の役務取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
20. 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。
    貸倒引当金　13,540百万円
    貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として10. に記載しております。
    主要な仮定は、「貸出先の将来の業績見通し」であり、債務者の収益力や経営改善計画の内容及び進捗状況等を踏まえ、個別に評価しております。
    上記の仮定そのものは、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、合理的に設定したものの、経済環境の悪化などの当初の仮定の変化により、翌連結会計年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

21.　有形固定資産の減価償却累計額27,346百万円

22.　信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,842 百万円
危険債権額	34,926 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	597 百万円
合計額	40,365 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23.　手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,851百万円であります。

24.　担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	29,922百万円
その他	1百万円

担保資産に対応する債務

預金	10,404百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金60,000百万円を差し入れております。

25.　土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　8,694百万円

26.　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は9,975百万円であります。

27.　出資1口当たりの純資産額　5,847円41銭

28.　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

当金庫ではお客さまの外国為替等に対するリスクヘッジにお応えすることおよびALM の一環として、デリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、有価証券の取得は円貨建てを基本とし、リスク量を限定的なものにしております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には取引先の外貨の資金ニーズに応えるために行っている通貨スワップ取引と、ALM の一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、金利スワップをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務及び信用リスク管理に関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、リスク統括部及び監査部がチェックしております。また、定期的にリスク統括委員会や理事会を開催し、協議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、市場国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当金庫は、金利リスクの管理方法や手続き等の詳細をALM会議に関する運営要領及び関係するマニュアル等で明記しております。そのうえで、ALM会議において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、リスク統括委員会及び理事会に報告しております。また、ALM会議での管理状況は経営会議で把握・確認されており、同会議ではこれに加えて金利リスク管理の改善が必要と確認される場合には指示等を行っております。なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、直先総合外国為替持高で管理しております。管理の方針としては、直物と先物の総合持高をスクエアとする持高管理・資金操作を行うことにより、為替リスクが生じないように努めております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

市場運用商品をはじめとする有価証券等の取引については、年度初めに決定する運用計画や余裕資金等運用規程に従い行っております。

当金庫では保有している有価証券等に対して市場国際部がVaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベーシス・ポイント・バリュー）やベータ値を把握し、限度額管理等によりリスクのコントロールを行っております。また、これらの管理状況はリスク統括委員会に報告しております。

（ⅳ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスク管理要領等に基づき実施されております。

注記事項

（ｖ）市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度枠の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaR は分散共分散法（保有期間120営業日、信頼水準99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で19,893百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、27,428百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、予期しない預金の流出等緊急事態の発生に備えて資金調達手段を確保するなど、流動性リスクを適切に管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、貸出金及び円預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

29.　金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するコールローン、外国為替（資産・負債）や、重要性の乏しい科目については注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計　上　額	時価	差額
（1）現金及び預け金	532,958	526,104	△6,853
（2）有価証券			
満期保有目的の債券	39,461	31,854	△7,607
その他有価証券	635,664	635,664	－
（3）貸出金（*1）	1,516,699		
貸倒引当金（*2）	△13,300		
	1,503,399	1,501,089	△2,309
金融資産計	2,711,483	2,694,713	△16,770
（1）預金積金（*1）	2,634,027	2,633,146	△881
金融負債計	2,634,027	2,633,146	△881
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(9)	(9)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	770	770	－
デリバティブ取引計	760	760	－

（*1）貸出金、円預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（1）現金及び預け金

満期の無い預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期（１年以内）のものは当該帳簿価額を時価とし、１年超のものは、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利および市場金利で割り引いて算出した金額を時価としております。デリバティブ取引を内包している預け金については、預け先が合理的に算出した価額を時価としております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、投資信託は取引所の価格、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された基準価額を時価としております。

自金庫保証付私募債は、債務者区分が要注意先以上については、将来のキャッシュ・フローを市場金利に信用コストを加えた割引金利で割り引いて算出した金額を時価としております。また、債務者区分が破綻懸念先以下については、保全されている額を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30. から33. に記載しております。

（3）貸出金

①事業性融資

事業性貸出金は、以下のア～ウの合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

ア．要管理延滞先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）を時価としております。

イ．上記ア以外のうち、割引手形、手形貸付、当座貸越については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、貸出金計上額を時価としております。

ウ．上記ア以外のうち、証書貸付については、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の管理コストに信用リスクを加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

②個人ローン

個人ローンは、以下のア～ウの合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

ア．破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する貸出金は、将来キャッシュ・フローの見積りが困難であるため、貸出金計上額を時価としております。

イ．上記ア以外のうち、貸出期限が無い取引（カードローン・当座貸越）、及び変動金利の取引（変動金利型証書貸付取引）については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、貸出金計上額を時価としております。

ウ．上記ア以外のうち、固定金利型及び固定金利選択型の証書貸付については、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の管理コストに信用リスクを加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

注記事項

金融負債

（1）預金積金

①円預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

②外貨預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期（1年以内）のもの及び期日既経過のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は金利関連取引（金利スワップ取引）、通貨関連取引（先物為替予約）であり、金利スワップ取引については取引相手先が合理的に算出した価額を時価とし、先物為替予約取引については先物仲値相場を使用して算出した引直価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	835
信金中央金庫出資金(*1)	12,888
組合出資金(*3)	25
合計	13,749

（*1） 非上場株式及び信金中央金庫出資金のうち普通出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2） 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理額はありません。

（*3） 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33. まで同様であります。

売買目的有価証券はありません。

満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	17,843	13,875	△3,967
	地方債	4,968	4,352	△615
	社債	15,650	12,741	△2,908
	その他	1,000	884	△115
	小計	39,461	31,854	△7,607
合計		39,461	31,854	△7,607

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	32,452	15,134	17,317
	債券	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	47,485	39,959	7,525
	小計	79,937	55,094	24,843
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,212	2,489	△277
	債券	478,377	516,168	△37,791
	国債	57,696	66,993	△9,296
	地方債	239,157	260,118	△20,960
	社債	181,523	189,057	△7,533
	その他	75,137	82,125	△6,987
	小計	555,727	600,783	△45,056
合計		635,664	655,878	△20,213

31. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	7,084	3,429	23
債券	26,320	－	3,301
その他	1,090	290	－
合計	34,496	3,720	3,324

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準では、当連結会計年度末日における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理することとし、30%以上50%未満の銘柄については過去の一定期間の時価の推移・信用度を考慮の上、時価の回復が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。当連結会計年度は下落率が50%以上の銘柄については24百万円（株式）の減損処理を行いました。30%以上50%未満の銘柄について減損処理した銘柄はありませんでした。

注記事項

34. 運用目的の金銭の信託は次のとおりであります。
運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額	1,894 百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	－ 百万円

35. 満期保有目的の金銭の信託はありません。
36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、416,557百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが55,159百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
37. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△10,439百万円
年金資産(時価)	15,006
未積立退職給付債務	4,567
未認識数理計算上の差異	△2,158
連結貸借対照表計上額の純額	2,409
退職給付に係る資産	2,638
退職給付に係る負債	△229

38. (追加情報)
出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき消却した優先出資金が含まれております。

【連結損益計算書関係】

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額　526円88銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

信用金庫法開示債権

（単位：百万円）

区　　分	2025年3月期	2026年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,990	4,842
危険債権	34,557	34,926
三月以上延滞債権	5	—
貸出条件緩和債権	264	597
小計　(A)	**39,819**	**40,365**
正常債権　(B)	**1,489,461**	**1,508,383**
総与信残高(A)+(B)	**1,529,280**	**1,548,749**

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
6.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

報酬体系について

連結における報酬体系は、単体での表示と合わせて記載しております。
（16ページをご参照ください。）

バーゼルⅢに基づく開示（自己資本の充実の状況）

1.自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円、%）

		2025年3月期	2026年3月期
コア資本に係る基礎項目（1）	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	124,607	134,743
	うち、出資金及び資本剰余金の額	28,115	27,913
	うち、利益剰余金の額	97,280	108,342
	うち、外部流出予定額（△）	329	321
	うち、上記以外に該当するものの額	△ 459	△ 1,190
	コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	–	–
	うち、為替換算調整勘定	–	–
	うち、退職給付に係るものの額		
	コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	–	–
	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,820	6,662
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,820	6,662
	うち、適格引当金コア資本算入額	–	–
	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
	非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
	コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	131,427	141,406
コア資本に係る調整項目（2）	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	984	853
	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	–	–
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	984	853
	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	–	–
	適格引当金不足額	–	–
	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	–	–
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	–	–
	退職給付に係る資産の額	1,241	1,902
	自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	–	–
	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	–	–
	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	–	–
	信用金庫連合会の対象普通出資等の額	–	–
	特定項目に係る10%基準超過額	–	–
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	–	–
	特定項目に係る15%基準超過額	–	–
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	–	–
	コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	2,225	2,755
自己資本	自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	129,201	138,651
リスク・アセット等（3）	信用リスク・アセットの額の合計額	1,224,231	1,241,807
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	–	–
	うち、上記以外に該当するものの額		
	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	–	–
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	43,543	44,746
	フロア調整額	–	–
	リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	1,267,775	1,286,554
連結自己資本比率	連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	10.19 %	10.77 %

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

<1>その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

当金庫グループにおいて本項目に該当する会社はありません。

<2>自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2025年3月期		2026年3月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	1,224,231	48,969	1,241,807	49,672
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,192,534	47,701	1,201,143	48,045
現金	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–
国際開発銀行向け	276	11	–	–
地方公共団体金融機構向け	316	12	268	10
我が国の政府関係機関向け	4,186	167	4,138	165
地方三公社向け	309	12	206	8
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	102,419	4,096	102,885	4,115
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,655	266	7,199	287
カバード・ボンド向け	–	–	–	–
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	369,730	14,789	362,336	14,493
特定貸付債権向け	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	131,336	5,253	134,440	5,377
トランザクター向け	119	4	130	5
不動産関連向け	431,035	17,241	441,548	17,661
自己居住用不動産等向け	275,033	11,001	281,732	11,269
賃貸用不動産向け	91,018	3,640	95,095	3,803
事業用不動産関連向け	64,983	2,599	64,719	2,588
その他不動産関連向け	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	5,720	228	5,889	235
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	13,163	526	12,620	504
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	4,336	173	4,390	175
取立未済手形	208	8	190	7
信用保証協会等による保証付	10,885	435	11,210	448
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–
株式等	22,041	881	27,900	1,116
上記以外	96,569	3,862	93,116	3,724
重要な出資のエクスポージャー	–	–	–	–
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	31,908	1,276	31,907	1,276
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	16,003	640	14,586	583
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	11,357	454	12,008	480
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	–	–	–	–
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	2,703	108	750	30
上記以外のエクスポージャー	34,595	1,383	33,865	1,354

（単位：百万円）

			2025年3月期		2026年3月期	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー			–	–	–	–
	証券化	STC要件適用分	–	–	–	–
		短期STC要件適用分	–	–	–	–
		不良債権証券化適用分	–	–	–	–
		STC・不良債権証券化適用対象外分	–	–	–	–
	再証券化		–	–	–	–
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			31,583	1,263	40,477	1,619
	ルック・スルー方式		31,583	1,263	40,477	1,619
	マンデート方式		–	–	–	–
	蓋然性方式（250%）		–	–	–	–
	蓋然性方式（400%）		–	–	–	–
	フォールバック方式（1250%）		–	–	–	–
④未決済取引			–	–	–	–
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			–	–	–	–
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）			113	4	186	7
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			–	–	–	–
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額			43,543	1,741	44,746	1,789
BI			29,029		29,831	
BIC			3,483		3,579	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ+ロ）			1,267,775	50,711	1,286,554	51,462

（注）1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産再生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4%

<3>信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

① 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	2025年3月期					2026年3月期				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高				延滞エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債　券	デリバティブ取引			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債　券	デリバティブ取引	
国　内	2,705,553	1,530,705	538,442	122	21,166	2,712,185	1,555,667	545,273	441	21,190
国　外	47,160	22	47,116	–	–	37,422	–	37,407	–	–
地域別合計	**2,752,713**	**1,530,728**	**585,558**	**122**	**21,166**	**2,749,607**	**1,555,667**	**582,681**	**441**	**21,190**
製造業	251,389	204,771	35,249	27	3,775	243,072	209,081	23,516	22	4,188
農業、林業	2,709	2,613	51	–	13	2,710	2,607	–	–	31
漁　業	2	2	–	–	–	2	2	–	–	–
鉱業、採石業、砂利採取業	2,141	1,663	60	–	18	3,610	3,199	–	–	18
建設業	151,194	140,537	7,847	–	1,484	141,841	134,639	4,500	–	1,308
電気・ガス・熱供給・水道業	27,951	4,243	23,143	–	1	25,485	3,963	20,920	–	19
情報通信業	17,991	1,336	14,724	–	13	20,065	5,163	12,912	–	19
運輸業、郵便業	67,760	34,829	30,055	–	224	65,142	36,826	25,488	–	450
卸売業、小売業	160,961	149,716	8,374	42	3,116	157,854	150,287	5,109	28	2,810
金融業、保険業	608,077	32,518	135,833	51	–	593,905	28,805	119,580	390	–
不動産業	175,196	162,687	11,838	–	2,204	182,060	173,188	7,725	0	2,434
物品賃貸業	6,791	6,532	10	–	77	4,957	4,726	–	–	75
学術研究、専門・技術サービス業	427	392	–	–	–	19,317	19,276	–	–	117
宿泊業	2,098	2,074	–	–	171	2,076	1,899	–	–	169
飲食業	19,745	19,551	–	–	550	18,282	18,070	–	–	595
生活関連サービス業、娯楽業	64,490	63,524	550	–	2,162	23,294	22,694	–	–	1,317
教育、学習支援業	7,409	6,976	401	–	297	7,172	6,837	301	–	295
医療・福祉	112,798	110,484	135	–	909	118,002	116,078	–	–	935
その他のサービス	24,967	22,771	1,329	0	1,281	34,486	32,873	600	0	1,513
国・地方公共団体等	513,476	88,833	302,617	–	–	536,988	91,678	350,490	–	–
個　人	467,852	467,852	–	–	4,834	486,755	486,755	–	–	4,875
その他	67,280	6,813	13,336	–	27	62,523	7,013	11,534	–	12
業種別合計	**2,752,713**	**1,530,728**	**585,558**	**122**	**21,166**	**2,749,607**	**1,555,667**	**582,681**	**441**	**21,190**
1年以下	478,223	216,338	45,091	108		471,548	217,971	76,144	165	
1年超3年以下	388,148	69,188	147,605	6		412,030	72,334	139,298	18	
3年超5年以下	238,297	128,563	106,447	–		287,996	172,024	111,604	–	
5年超7年以下	205,185	155,869	48,879	–		147,661	120,367	26,797	–	
7年超10年以下	277,505	213,227	64,167	–		251,324	190,147	58,043	–	
10年超	925,017	722,942	171,067	7		966,950	757,200	168,492	257	
期間の定めのないもの	237,462	24,597	2,300	–		209,358	25,620	2,300	–	
その他	2,873	–	–	–		2,735	–	–	–	
残存期間別合計	**2,752,713**	**1,530,728**	**585,558**	**122**		**2,749,607**	**1,555,667**	**582,681**	**441**	

(注) 1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2.「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
2025年3月期	一般貸倒引当金	6,609	6,820	–	6,609	6,820
	個別貸倒引当金	5,611	6,222	310	5,300	6,222
	合　計	**12,221**	**13,042**	**310**	**11,910**	**13,042**
2026年3月期	一般貸倒引当金	6,820	6,662	–	6,820	6,662
	個別貸倒引当金	6,222	6,877	544	5,678	6,877
	合　計	**13,042**	**13,540**	**544**	**12,498**	**13,540**

③ 個別貸倒引当金および貸出金償却の額等（地域別・業種別）

（単位：百万円）

	2025年3月期						2026年3月期					
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国　内	5,611	6,222	310	5,300	6,222	234	6,222	6,877	544	5,678	6,877	164
国　外	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地域別合計	**5,611**	**6,222**	**310**	**5,300**	**6,222**	**234**	**6,222**	**6,877**	**544**	**5,678**	**6,877**	**164**
製造業	1,111	1,345	52	1,059	1,345	9	1,345	1,653	37	1,307	1,653	–
農業、林業	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–
漁　業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	–	2	1	–	1	1	–	1	1	–
建設業	286	279	8	277	279	4	279	349	57	222	349	72
電気・ガス・熱供給・水道業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
情報通信業	5	4	–	5	4	–	4	3	–	4	3	5
運輸業、郵便業	79	65	–	79	65	–	65	99	–	65	99	–
卸売業、小売業	926	1,014	89	836	1,014	135	1,014	994	209	805	994	30
金融業、保険業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
不動産業	1,108	957	85	1,022	957	62	957	1,006	43	914	1,006	21
物品賃貸業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
学術研究、専門・技術サービス業	20	13	1	18	13	3	13	12	–	13	12	–
宿泊業	85	103	–	85	103	–	103	104	–	103	104	–
飲食業	107	111	–	107	111	1	111	133	0	110	133	–
生活関連サービス業、娯楽業	301	423	33	268	423	–	423	429	9	414	429	15
教育、学習支援業	214	215	–	214	215	–	215	215	–	215	215	–
医療・福祉	150	178	0	150	178	–	178	257	0	177	257	–
その他のサービス	631	889	0	630	889	–	889	971	159	729	971	2
国・地方公共団体等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
個　人	578	620	38	540	620	17	620	642	26	594	642	17
業種別合計	**5,611**	**6,222**	**310**	**5,300**	**6,222**	**234**	**6,222**	**6,877**	**544**	**5,678**	**6,877**	**164**

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

④ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	2025年3月期					
	CCF･信用リスク削減効果適用前		CCF･信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン･バランス資産項目	オフ･バランス資産項目	オン･バランス資産項目	オフ･バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	20,091	–	20,091	–	–	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	183,977	3,974	183,977	3,974	–	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	–	200	–	–	0%
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	321,789	3,010	321,789	310	–	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	1,381	–	1,381	–	276	20%
地方公共団体金融機構向け	3,729	–	3,161	–	316	10%
我が国の政府関係機関向け	49,089	–	41,863	–	4,186	10%
地方三公社向け	11,196	–	2,077	–	309	15%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	494,090	1,638	494,080	51	102,419	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,078	–	28,068	–	6,655	24%
カバード･ボンド向け	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	515,620	59,773	480,904	7,295	369,730	76%
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	180,109	86,570	164,647	8,965	131,336	76%
トランザクター向け	0	2,671	0	267	119	45%
不動産関連向け	584,166	9,471	580,646	9,471	431,035	73%
自己居住用不動産等向け	460,572	9,471	458,291	9,471	275,033	59%
賃貸用不動産向け	77,529	–	77,003	–	91,018	118%
事業用不動産関連向け	46,064	–	45,352	–	64,983	143%
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	5,720	–	5,720	–	5,720	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	11,377	242	11,216	39	13,163	117%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	4,176	167	4,172	167	4,336	100%
取立未済手形	1,043	–	1,043	–	208	20%
信用保証協会等による保証付	227,557	975	226,261	97	10,885	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–
株式等	22,041	–	22,041	–	22,041	100%
合　計					**1,095,965**	

（注）1.「CCF」とは、オフ･バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク･ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク･アセットの額をCCF･信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン･バランスの額とオフ･バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

（単位：百万円）

	2026年3月期					
	CCF･信用リスク削減効果適用前		CCF･信用リスク削減効果適用後			リスク･ウェイトの加重平均値（%）
	オン･バランス資産項目	オフ･バランス資産項目	オン･バランス資産項目	オフ･バランス資産項目	信用リスク･アセットの額	
現金	17,248	–	17,248	–	–	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	179,768	3,446	179,768	3,446	–	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	–	200	–	–	0%
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	348,278	2,879	348,278	287	–	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	3,256	–	2,687	–	268	10%
我が国の政府関係機関向け	53,737	–	47,082	–	4,138	9%
地方三公社向け	9,079	–	1,561	–	206	13%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	494,357	11,013	494,347	390	102,885	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,134	–	28,124	–	7,199	26%
カバード･ボンド向け	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	488,130	67,937	455,604	8,222	362,336	78%
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	182,382	91,452	168,141	9,441	134,440	76%
トランザクター向け	0	2,924	0	292	130	45%
不動産関連向け	610,693	9,298	607,853	9,298	441,548	72%
自己居住用不動産等向け	486,231	9,298	484,313	9,298	281,732	57%
賃貸用不動産向け	79,390	–	78,945	–	95,095	120%
事業用不動産関連向け	45,071	–	44,594	–	64,719	145%
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	4,711	–	4,711	–	5,889	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	10,916	287	10,762	35	12,620	117%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	4,236	160	4,232	160	4,390	100%
取立未済手形	954	–	954	–	190	20%
信用保証協会等による保証付	208,946	1,080	207,952	108	11,210	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–
株式等	21,462	–	21,462	–	27,900	130%
合　計					**1,108,026**	

（注）1.「CCF」とは、オフ･バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク･ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク･アセットの額をCCF･信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン･バランスの額とオフ･バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

⑤ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	2025年3月期															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	20,091	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	187,952	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	322,099	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	1,381	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	3,161	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	41,863	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	531	–	–	1,546	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	458,546	–	35,465	–	–	–	100	–	–	–	–	–	–
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	17,651	–	10,417	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	–	–	–	61,569	–	–	–	–	–	–	–	–	67,484	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	–	–	11,162	–	–	–	–	–	–	–	263	4,776	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	3	–	–	–	–	–	–	–	263	–	–	–	–
不動産関連向け	–	21	–	43,802	17,776	40,880	547	2,129	2,039	20,745	–	4,872	26,531	181	3,091	2,269
自己居住用不動産等向け	–	21	–	43,802	17,776	35,880	547	–	2,039	20,745	–	–	26,531	–	–	2,269
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	4,999	–	2,129	–	–	–	4,872	–	181	3,091	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	170	–	–	–	–	–	–	–	–	1,688	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	7	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	1,043	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	117,503	108,855	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	648,378	153,900	–	579,223	17,776	76,346	547	2,129	2,039	20,845	–	5,136	100,489	181	3,091	2,269

（単位：百万円）

	2025年3月期															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF･信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合　計
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	20,091
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	187,952
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	200
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	322,099
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,381
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,161
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	41,863
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,077
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	20	－	－	－	494,132
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	28,068
カバード･ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	3,509	－	230,970	－	－	124,665	－	－	－	－	－	－	－	－	488,199
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	123,269	－	－	－	－	34,138	－	－	－	－	－	－	－	－	173,612
トランザクター向け	－	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	267
不動産関連向け	229,891	91,222	－	－	277	170	－	13,470	6,092	－	－	84,102	－	－	－	590,118
自己居住用不動産等向け	229,340	88,806	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	467,762
賃貸用不動産向け	－	2,415	－	－	－	170	－	13,470	－	－	－	45,672	－	－	－	77,003
事業用不動産関連向け	551	－	－	－	277	－	－	－	6,092	－	－	38,430	－	－	－	45,352
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,720	－	－	－	5,720
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	3,619	－	－	－	－	5,777	－	－	－	11,255
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	4,332	－	－	－	－	－	－	－	－	4,340
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,043
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	226,359
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	22,041	－	－	22,041
合　計	229,891	218,001	－	230,970	277	170	166,756	13,470	6,092	－	－	95,620	22,041	－	－	2,595,649

（単位：百万円）

	2026年3月期															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF･信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	17,248	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	183,214	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	348,566	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	2,687	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	5,700	41,382	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	531	–	–	1,030	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	457,387	–	35,481	–	–	–	1,854	–	–	–	–	–	–
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	14,130	–	12,239	–	–	–	1,754	–	–	–	–	–	–
カバード･ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	–	–	53,180	–	–	–	–	–	–	–	–	49,156	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	–	–	11,460	–	–	–	–	–	–	–	289	4,975	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	2	–	–	–	–	–	–	–	289	–	–	–	–
不動産関連向け	–	–	–	62,715	13,600	40,129	269	2,434	878	23,946	36	4,048	29,258	81	2,402	530
自己居住用不動産等向け	–	–	–	62,715	13,600	35,136	269	–	878	23,946	–	–	29,258	–	–	530
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	4,993	–	2,434	–	–	36	4,048	–	81	2,402	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	193	–	–	–	–	–	–	–	–	1,743	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	5	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	954	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	95,951	112,109	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	651,411	156,179	–	586,921	13,600	75,611	269	2,434	878	25,800	36	4,338	85,139	81	2,402	530

（単位：百万円）

	2026年3月期															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF･信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合　計
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	17,248
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	183,214
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	200
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	348,566
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,687
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	47,082
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,561
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14	－	－	－	494,738
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	28,124
カバード･ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	3,908	－	222,609	－	－	134,971	－	－	－	－	－	－	－	－	463,827
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	125,308	－	－	－	－	35,548	－	－	－	－	－	－	－	－	177,582
トランザクター向け	－	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	292
不動産関連向け	303,775	26,387	－	－	212	93	－	13,741	4,050	－	－	88,560	－	－	－	617,152
自己居住用不動産等向け	303,246	24,031	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	493,612
賃貸用不動産向け	－	2,355	－	－	－	93	－	13,741	－	－	－	48,758	－	－	－	78,945
事業用不動産関連向け	529	－	－	－	212	－	－	－	4,050	－	－	39,801	－	－	－	44,594
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,711	－	－	－	4,711
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	3,162	－	－	－	－	5,698	－	－	－	10,798
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	4,387	－	－	－	－	－	－	－	－	4,393
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	954
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	208,060
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	21,462	－	－	21,462
合　計	303,775	155,604	－	222,609	212	93	178,070	13,741	4,050	－	－	98,985	21,462	－	－	2,604,241

⑥ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円、%）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
2025年3月期	40%未満	1,494,502	8,833	60.643	1,480,014
	40%～70%	358,148	11,078	74.088	365,415
	75%	220,135	82,114	11.103	214,491
	80%	–	–	–	–
	85%	252,365	28,871	13.193	231,297
	90%～100%	173,891	34,759	12.593	167,204
	105%～130%	19,674	–	–	19,563
	150%	96,599	167	14.650	95,620
	250%	22,041	–	–	22,041
	400%	–	–	–	–
	1,250%	–	–	–	–
	その他	–	–	–	–
	合　計	**2,637,358**	**165,825**	**18.434**	**2,595,649**
2026年3月期	40%未満	1,499,031	17,822	28.907	1,487,008
	40%～70%	419,022	10,925	71.696	426,013
	75%	155,609	86,174	11.164	151,695
	80%	–	–	–	–
	85%	241,470	32,456	12.587	222,909
	90%～100%	184,203	39,999	11.975	178,375
	105%～130%	17,856	–	–	17,791
	150%	99,703	180	13.363	98,985
	250%	21,462	–	–	21,462
	400%	–	–	–	–
	1,250%	–	–	–	–
	その他	–	–	–	–
	合　計	**2,638,360**	**187,558**	**16.797**	**2,604,241**

（注）「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

<4>信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	2025年3月期			2026年3月期		
	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ
ソブリン向け	0	16,914	－	0	14,741	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	4,000	71	－	4,792	71	－
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,374	15,939	－	6,202	16,435	－
トランザクター向け	0	3	－	0	2	－
不動産関連向け	666	6,981	－	528	37,775	－
自己居住用不動産等向け	271	6,981	－	245	37,775	－
賃貸用不動産向け	104	－	－	39	－	－
事業用不動産関連向け	290	－	－	243	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
延滞等向け	58	248	－	66	270	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	7	－	－	5	－
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	**11,100**	**40,163**	**－**	**11,590**	**69,300**	**－**

（注）適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

<5>派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

連結子会社等において、派生商品取引および長期決済期間取引はしておらず、当金庫単体の状況と同一となります。
（31ページをご参照ください。）

<6>証券化エクスポージャーに関する事項

連結子会社等において、証券化エクスポージャーに関する取引はしておらず、当金庫単体の状況と同一となります。
（31ページをご参照ください。）

<7>出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

① 連結貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

区　　分	2025年3月期		2026年3月期	
	連結貸借対照表計上額	時　　価	連結貸借対照表計上額	時　　価
上場株式等	34,632	34,632	39,404	39,404
非上場株式等	13,773	13,773	13,738	13,738
合　計	**48,405**	**48,405**	**53,142**	**53,142**

（注）1. 貸借対照表計上額は、事業年度末日における市場価格等に基づいております。
2.「非上場株式等」の貸借対照表計上額ならびに時価については、市場価格がないため、事業年度末日における帳簿価格を記載しております。
3.「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
売却益	1,763	3,429
売却損	94	23
償　却	9	24

（注）「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

③ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
評価損益	12,200	17,555

（注）「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

④ 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

<8>リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2025年3月期	2026年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	87,265	83,661
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

（注）上場J-REITを除く投資信託、投資事業組合、金銭の信託が「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に該当します。

<9>金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	27,453	33,431	1,432	1,551
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	23,649	28,452		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	27,453	33,431	1,432	1,551
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	138,651		129,201	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

定性的な開示事項・連結

1. 連結の範囲に関する事項

⑴自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点および当該相違点の生じた原因

該当ありません。

⑵連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の５社です。

・ぎふしん総合サービス株式会社
・ぎふしんメール株式会社
・ぎふしん総合ファイナンス株式会社
・ぎふしん信用保証株式会社
・しんきん総合リース株式会社

連結子会社の主要業務内容は36ページをご覧ください。

⑶自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

⑷連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

⑸連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内において自己資本にかかる支援は行っておりません。

2. 自己資本調達手段の概要

連結グループの自己資本は、単体における自己資本の構成と同様、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、連結グループの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	岐阜信用金庫	岐阜信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	11,913百万円	16,000百万円
償還期限	－	－
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	－	－

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

連結グループの自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である 4%を上回っており、経営の健全性･安全性を十分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、単体と同様、連結子会社等の年度ごとの経営計画に基づく業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

4. 信用リスクに関する事項

⑴リスク管理の方針および手続きの概要

単体におけるリスク管理の方針等に準じております（33ページをご参照ください）。

⑵リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の３機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておらず、外部格付を利用する場合には依頼格付である旨を確認して利用しております。

①株式会社格付投資情報センター（R&I）　②株式会社日本格付研究所（JCR）
③ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

連結子会社等における信用リスク削減手法の利用はありません。

6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

連結子会社等における派生商品取引および長期決済期間取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

連結子会社等における証券化エクスポージャーはありません。

8. CVA リスクに関する事項

連結子会社等における CVA リスク相当額はありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

単体における「オペレーショナル・リスクに関する事項」に準じております（34ページをご参照ください）。

10. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

単体における、出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に準じております（35ページをご参照ください）。

11. 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。）に関する次に掲げる事項

⑴「リスク管理の方針及び手続の概要」

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値の変動としたうえで管理を行っています。
対象範囲は、金利感応度資産･負債･オフバランス取引とし、金利リスク量を計測しております。なお、連結子会社等の金利リスクは軽微と判断し計測対象外としております。

②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
銀行勘定全体の経済価値変動リスクは毎月計測し、ALM 会議で協議検討をするとともに、リスク統括委員会および理事会に報告するなど金利リスクのコントロールに努めております。

③金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次で計測しております。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法
金利リスクの管理を目的として、有価証券に対して金利スワップ取引を活用したヘッジを実施しています。

⑵「金利リスクの算定手法の概要」

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）並びにこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利満期は5年です。

・流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割当方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

・複数の通貨の集計方法及びその前提
複数の通貨の集計は、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)
リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利のショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。

・内部モデルの使用等、⊿EVE及び⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクのうち、⊿EVEは前年度比59億円減少しています。また、⊿NIIも前年度比1億円減少しています。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当金庫の⊿EVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定シナリオのうち上方パラレルシフトの⊿EVEが最大値となります。
ファンド等の金利リスクについては、重要性に応じ簡便的な方法により適切に計測し、保守的な方法により合算しております。

②自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
・金利ショックに関する説明
金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動としております。

・金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NIIと大きく異なる点)
当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRにより管理しており、預貸金等や有価証券のVaRに基づくリスク量に上限枠を設定しております。
具体的には、配賦されたリスク資本の配賦内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金等のVaR(主に保有期間120営業日、観測期間5年、信頼区間99.0%)に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めております。

資料編 金庫の主要な事業の内容

事業の内容

1. 預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金、譲渡性預金等	9. 付随業務	(1) 代理業務 ①日本銀行歳入代理店 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③信託等の代理店業務 ④株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ⑤株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
2. 貸出業務	(1) 貸付 手形貸付、証書貸付、当座貸越		
	(2) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の割引		
3. 商品有価証券売買業務	国債等公共債の売買業務		(2) 保護預りおよび貸金庫業務
4. 有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のための国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資		(3) 有価証券の貸付
5. 内国為替業務	送金為替、当座振込、代金取立等		(4) 債務の保証
6. 外国為替業務	輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務		(5) 公共債の引受
7. 社債受託業務			(6) 国債等公共債および投資信託の窓口販売業務
8. 金融先物取引等の受託等業務			(7) 保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)
			(8) 確定拠出年金運営管理業務
			(9) 電子債権記録業に係る業務

「DISCLOSURE 2026」開示項目

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

単　体

●第132条に基づく開示項目

	本編	資料編
1 金庫の概況及び組織に関する事項		
（1）事業の組織	25	
（2）理事･監事の氏名及び役職名	25	
（3）会計監査人の氏名又は名称		8
（4）事務所の名称及び所在地	28~29	
2 金庫の主要な事業の内容		60
3 金庫の主要な事業に関する事項		
（1）直近の事業年度における事業の概況	22~24	
（2）直近の5事業年度における主要な事業の状況		9
（3）直近の2事業年度における事業の状況		
①主要な業務の状況を示す指標		
ア.業務粗利益及び業務粗利益率		9
イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支		9
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回及び資金利鞘		9
エ.受取利息及び支払利息の増減		10
オ.総資産経常利益率		10
カ.総資産当期純利益率		10
②預金に関する指標		
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高		10
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高		10
③貸出金等に関する指標		
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高		11
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高		11
ウ.担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額		11
エ.使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高		11
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		11
カ.預貸率の期末値及び期中平均値		11
④有価証券に関する指標		
ア.商品有価証券の種類別の平均残高		12
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高		12
ウ.有価証券の種類別の平均残高		12
エ.預証率の期末値及び期中平均値		12

	本編	資料編
4 金庫の事業の運営に関する事項		
（1）リスク管理の体制	18	33~35
（2）法令遵守の体制	18	
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	12~17	
（4）苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	20	
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項		
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書		2~8
（2）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
①破綻先債権に該当する貸出金		17
②延滞債権に該当する貸出金		17
③3月以上延滞債権に該当する貸出金		17
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金		17
（3）自己資本の充実の状況		18~35
（4）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
①有価証券		13~15
②金銭の信託		14
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引）		14
（5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		22
（6）貸出金償却の額		22
（7）金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨		8

●第135条第3項に基づく開示項目

報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		16

「DISCLOSURE 2026」開示項目

連　結

●第133条に基づく開示項目

	本編	資料編
1 金庫及びその子会社等の概況に関する事項		
（1）金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成		36
（2）金庫の子会社等に関する事項		36
2 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項		
（1）直近の事業年度における事業の概況		36
（2）直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標		36
3 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
（1）連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書		37~43
（2）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
①破綻先債権に該当する貸出金		44
②延滞債権に該当する貸出金		44
③3月以上延滞債権に該当する貸出金		44
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金		44
（3）自己資本の充実の状況		45~60
（4）金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの（セグメント情報）		37
●第135条第3項に基づく開示項目		
報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		44

■バーゼルⅢに基づく開示（自己資本の充実の状況）

単　体

	本編	資料編
自己資本の構成に関する開示事項		18
定量的な開示事項		
自己資本の充実度に関する事項		19~20
信用リスクに関する事項		21~29
信用リスク削減手法に関する事項		30
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		31
証券化エクスポージャーに関する事項		31
出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項		32
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		32
金利リスクに関する事項		32
定性的な開示事項		33~35

連　結

	本編	資料編
自己資本の構成に関する開示事項		45
定量的な開示事項		
その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額		46
自己資本の充実度に関する事項		46~47
信用リスクに関する事項		48~56
信用リスク削減手法に関する事項		57
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		57
証券化エクスポージャーに関する事項		57
出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項		58
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		58
金利リスクに関する事項		58
定性的な開示事項		59~60

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に基づく開示項目

	本編	資料編
金融再生法開示債権／金融再生法開示債権保全状況		17

すばらしい明日をつくる
岐阜信用金庫
〒500-8562 岐阜市神田町6-11
TEL 058-265-1151(代)

DISCLOSURE 2026
別冊資料編

本誌は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。

2026年7月発行